

## 第2章 個別目標の進捗状況

「環境基本計画」に掲げている15の個別目標の達成に向け、「環境の現状」、「市の取組みの実践状況」、「市民・事業者の行動の実践状況」について報告します。なお、調査は下記の方法で実施しました。

項目	調査方法
環境の現状	市の統計データなどの文献調査
市の取組みの実践状況	ヒアリングなどによる関係各課への調査
市民・事業者の行動の実践状況	市民・事業者への意識調査（詳細は資料編に掲載）

### 2-1 樹林地や農地を守り、育てる（個別目標）

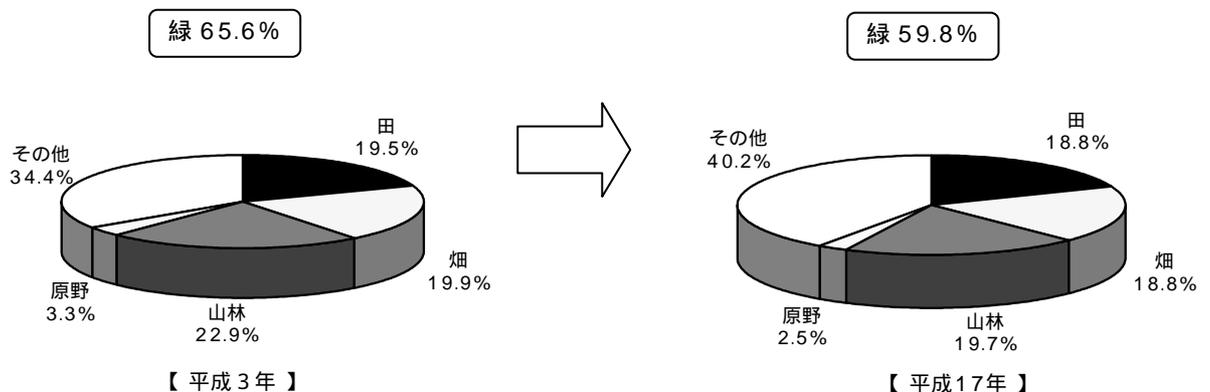
印西市の樹林地や農地は、開発や農家の担い手不足などの影響を受け、減少傾向にあります。市では、伐採に対する植林の指導や農業経営者の育成支援などを行っています。今後も、市民・事業者と協力を図りながら、樹林地や農地を守り、育てていく必要があります。

#### 環境の現状

印西市の樹林地は、谷津田の斜面林、ゴルフ場内の樹林が大半を占めています。また、河川沿いには農業振興地域農用地区域に指定されている農地が広がり、主に水田として利用されています。

しかし、近年は開発による樹林地や農地の減少、後継者不足などによる遊休農地や荒地などの増加が懸念されています。印西市に広がる樹林地や田畑などを合わせた緑は、平成17年において59.8%を占めています。平成3年以降、田・畑・山林・原野はそれぞれ減少し、全体で5.8%の緑が減少しています。

#### 地目別土地面積の変化



注：緑は田、畑、山林、原野の面積の合計である。その他は宅地、雑種地、池沼などの面積の合計である。  
資料：データいんざい

市の取組みの実践状況

樹林地・草地などの保全

地権者や市民を交えた樹林地の保全活動などを行いました。今後はさらに多くの方々の参加・協力を得られるよう啓発し、樹林地・草地などを保全していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
樹林地の保全に市民などが参加できる仕組みづくりを進めます。 【産業振興課】	草深の森の整備を地権者及び市民と共に実施し、作業を通じて意見を集める。	ボランティアによる草刈機械の講習会を行い、地権者、市民による竹林の伐採作業を行った。また、この作業を通じ、参加者から意見等を集めることができた。	森林インストラクターやNPO等から意見を頂きながら、参加者が楽しめる事業を継続します。
樹林地の減少につながる開発等の抑制を呼びかけます。 【産業振興課】	広報等で周知活動を行い、伐採面積等の抑制や植林の指導を行う。	広報により、伐採面積等の抑制や植林の指導を行った。	今後も広報等により開発の抑制を呼びかけるとともに、伐採された山林には植林を促します。
緑地保全地区の指定による樹林地の保全を検討します。 【都市整備課】	平成17年度は、当初より事業計画なし。	現状では、市街地周辺の樹林地が多く残っており、ここが開発により失われる情勢ではないため、保全の検討に至っていない。	今後、現状の把握に努めます。
里山の保全・活用モデル事業を進めます。 【都市整備課】	結縁寺周辺住民及びNPO法人により結縁寺門前に蓮田を整備する。	NPO法人協力のもと、結縁寺周辺の住民により結縁寺門前に蓮田を整備し、管理を行った。	関係各課と連携をとり、里山（農地、山林等）地権者の理解と協力を求め、保全を目指します。

コラム ～ 山林（森林）の伐採には届出が必要です ～

市内の多くの山林（森林）は、千葉県北部地域森林計画の対象民有林となっているため、自己所有地の山林の伐採であっても、森林法に基づく伐採届が必要です。

また、その面積が3,000㎡以上の場合には、林地開発行為に該当しますので、千葉県との事前協議も必要となります。

【問合せ先：産業振興課 農政班 電話：0476-42-5111 内線728,729】

【問合せ先：千葉県印旛農林振興センター 電話：043-483-1124】

印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。

## 農地の保全

農地保全のための農業経営者の育成支援、生産緑地地区の指定継続などは実施しているものの、農地の減少や担い手の減少が進んでいます。今後は認定農業者制度を普及啓発することで、より一層担い手の育成を支援していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
農地の保全を図るため、必要な制度や体制づくりを進めます。 【産業振興課】	農業制度資金等の利子補給等を行い農業経営者の支援・育成を図り、農地の有効利用を促進することにより、農地の保全を行う。	農業制度資金等の利子補給等を行い農業経営者の支援・育成を図り農地の有効利用を促進することにより、農地の保全を行った。	認定農業者制度の普及啓発・農業制度資金等の利子補給等を行い、農業経営者の支援・育成を図り、農地の有効利用を促進することにより、農地の保全を行います。
環境負荷の少ない環境保全型農業を支援します。 【産業振興課】	印旛郡市及び市内農業団体が実施する品質向上及び減農薬栽培の研修等の推進を行う。	品質向上及び減農薬栽培の研修等を推進することにより、環境負荷の少ない環境保全型農業を支援したが、研修の参加者は少なかった。	引き続き、印旛郡市及び市内農業団体が実施する品質向上及び減農薬栽培の研修等の推進を行います。
地場農産物の品質向上など、地域の農業振興を支援します。 【産業振興課】			
農業後継者の育成を支援します。 【産業振興課】	研修の実施により農業生産意欲の向上を図り、農業後継者の育成を行う。	団体による研修がなかったため支援をすることができなかった。	研修の実施により農業生産意欲の向上を図り、農業後継者の育成を行います。
農産物直売所の整備を検討・推進します。 【産業振興課】	事業凍結中	事業凍結中	新設の農産物直売所への支援を検討します。
生産緑地地区や農用地区の指定を継続します。 【都市整備課】	生産緑地に指定されている農地の現況を調査する。	生産緑地指定面積 2.6ha 生産緑地の適正管理を図った。	新たに市街化編入される区域がある場合、地権者に対し生産緑地制度の説明を行います。
生産緑地地区や農用地区の指定を継続します。 【産業振興課】	農業振興地域整備計画の管理を行い、農地の有効利用及び保全を推進することにより、景観形成及び環境保全を図る。	農業振興地域整備計画の管理を行い、農地の有効利用及び保全を推進することにより、景観形成及び環境保全を図った。	農業振興地域整備計画の全体見直しを行います。
農業用水路の水質保全と生き物の生育・生息環境としての保全を図ります。 【生活環境課】	市内の河川や谷津田などの観察会を4回/年開催する。	河川を中心に自然観察会を開催した。参加者には、生息する生物の実態及び河川の状況を確認してもらうことができた。 「自然探検隊」を4回。 参加実績 124名	自然観察会を継続して開催し(年5回開催予定)、参加者へ、生息環境の現状及び自然環境保全について普及啓発を行います。

コラム ~ ブルーベリーの苗木を購入すると補助金が交付されます ~

条件：印西市内で5アール以上の遊休農地に50本以上の苗木を植樹する  
農業者(植樹後5年間は、ほかの土地へ移植しないこと)  
補助金額：購入費の2分の1以内。  
(なお、苗木1本当たり500円を上限とし、100本までとする)

【問合せ先：産業振興課 振興班 電話：0476-42-5111 内線727】

印のついている用語の詳細については、資料編P.58以降の用語解説を参照下さい。

樹林地や農地とのふれあいの創出

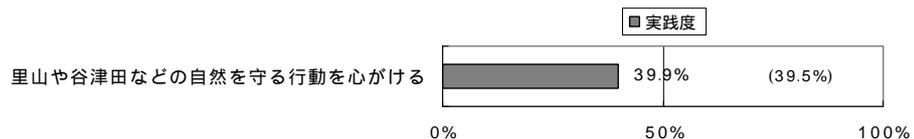
「農業フェア」や「ほくそう春まつり」の開催支援など、樹林地や農地に対する市民・事業者の理解を深めるための普及啓発活動を進めました。今後も各種イベントの開催支援などを実施し、樹林地や農地とのふれあいの創出を図る必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、課題及び評価	平成18年度以降の予定
市民が森の中で遊び、森林浴や休養することのできる、「市民の森」の充実を図ります。 【産業振興課】	自然をなるべく残すように整備し、市民に開放する。	草刈 10,000 m <sup>2</sup> 及びボランティア作業による竹等の伐採 1,000 m <sup>2</sup> を実施したことにより、森が明るくなった。	多くの市民が利用できるように整備を進めます。
地域森林計画対象民有林などで、市民などに樹林の大切さを啓発するための事業を進めます。 【産業振興課】	下草刈りや枝打ち、間伐などを延べ面積 1.71ha で実施する。	作業林道（100m）を整備するとともに、0.72ha の下草刈り等を実施し、森林の育成を図り機能を高めた。	森林の育成や森林機能を高めるため、今後も森林の大切さを市民に啓発していきます。
市民などが遊休農地を農業体験の場として活用できるように、その手法を検討・協議します。 【産業振興課】	遊休農地にブルーベリーの苗木を植えた農業者へ補助を行い、遊休農地の解消による環境保全を図る。	遊休農地にブルーベリーの苗木を植えた農業者へ補助を行い、遊休農地の解消による環境保全を図った。植樹本数 96本	遊休農地にブルーベリーの苗木を植えた農業者へ補助を行い、遊休農地の解消による環境保全を図ります。
消費者の農業理解を図るため、農業イベントや交流会などを開催・支援します。 【産業振興課】	「農業フェア」への協力や「ほくそう春まつり」への協力により、生産者と消費者の交流を行い、安全・安心な顔の見える農業を推進する。	「農業フェア」や「ほくそう春まつり」への協力により、生産者と消費者の交流を行い、安全・安心で、顔の見える農業の推進を図るとともに、農業理解を深めていただくことによる環境保全に対する意識の高揚を図った。	「農業フェア」への協力や「ほくそう春まつり」への協力を行うことにより、生産者と消費者の交流を促進し、安全・安心で、顔の見える農業の推進を図ります。
土や自然に親しみ、市民と農業のふれあいの場となっている「ふるさと農園」の充実を図ります。 【産業振興課】	農業にふれあうことで土や自然を身近に感じることにより、環境保全に対する意識の高揚を図る。	農業にふれあうことで土や自然を身近に感じ、環境保全に対する意識の高揚を図ることができた。	「ふるさと農園」により農業にふれあうことで土や自然を身近に感じることにより、環境保全に対する意識の高揚を図ります。
観光農園や田植、稲刈りなどの体験ができる「体験農園」などの事業を進めます。 【産業振興課】	平成 17 年度は、当初より事業計画なし	産地直売センター設置事業が凍結したことから、事業計画がなくなった。	観光農園の創出について、調査研究を行います。

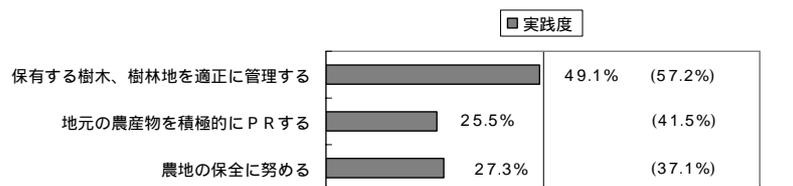
市民・事業者の行動の実践状況

平成 16 年度の調査結果と比較すると、事業者の取組み実践度が下がっています。市としては事業者への啓発活動を進めていく必要があります。

【市民】



【事業者】



備考 1) 市民、事業者の実践度：  
「実施している」、「時々実施している」の回答数 / 総数（市民、事業者への環境に関する意識調査）問 4）  
備考 2) ( ) 内の数値は、平成 16 年度の実践度を示します。

## 2-2 さまざまな生き物を守る（個別目標）

平成17年度に実施した自然環境調査の結果と、平成12～14年度にかけて実施した同様の結果を比較すると、確認できた動植物種数に大きな変化は見られませんでした。しかし、印西市は開発が進み、樹林地や農地が減少傾向にあります。市単独で解決できる問題ではないため、国や県、市民・事業者と連携を図りながら対応を検討していく必要があります。また、継続して実施している「印西自然探検隊」や「生物モニタリング調査」に対する市民の参加意識は高まりつつありますが、「環境マップ」の作成などを通じて、より一層の啓発を図っていく必要があります。

### 環境の現状

印西市には谷津田環境という代表的な自然環境が残され、そこにはさまざまな生き物が生育・生息しています。

平成17年度に市内9箇所で行った自然環境調査では、植物679種、動物（哺乳類）7種、動物（鳥類）78種、動物（爬虫類）6種、動物（両生類）6種、動物（昆虫類）129種、動物（魚類）14種が確認されました。平成12～14年度にかけて実施した同様の調査結果と比較すると大きな変化は見られませんでした。

### 市の取り組みの実践状況

#### 生き物の生育・生息環境の保全・創出

市内全域における自然環境調査や、市民参加による生物モニタリング調査を実施して、実態把握に努めました。今後も生物モニタリング調査を継続して実施するとともに、生き物の生育・生息環境を保全していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取り組み【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、課題及び評価	平成18年度以降の予定
公共施設などの整備に関する計画策定やほ場整備事業実施にあたっては、自然環境への配慮を充分行います。【関係各課】	平成17年度は、当初より事業計画なし。	該当する計画等の策定や事業が年度当初からなかった。	公共施設の整備計画等の策定や事業がある場合には、自然環境への配慮を行います。
野鳥の良好な生息地であり、水質の浄化にも役立っている手賀沼や手賀川のヨシ群落などの植生の保全を図ります。【建設課】	平成17年度は、当初より事業計画なし。	市が管理する河川がないので、事業はできない状況である。	取り組みの見直しを検討します。
可能な部分には、ヨシ群落、マコモ群落など、水際の植生の回復を図り、市民参加によるヨシやマコモの刈り取り等、管理できるシステムを構築します。【生活環境課】	平成17年度は、当初より事業計画なし。	手賀沼水環境保全協議会の事業で、水生植物再生事業として水性植物（ガシヤモク）の育成を、手賀沼流域の小・中学校に依頼した。	引き続き、水性植物（ガシヤモク）の育成を、手賀沼流域の小・中学校に依頼します。
希少な野生生物の生育・生息環境を守るため「（仮称）野生生物保護地域」の指定や「（仮称）希少生物保護条例」の制定を検討します。【生活環境課】	指標生物モニタリング調査及び自然環境調査を実施し、生息する動植物の稀少性を把握します。	市内全体の鳥類（夏季・冬季）の生息状況調査（モニタリング調査）及び自然環境調査を市内9箇所で行った。	市内全域のトンボ類（4種）及びチョウ類（2種）の生息状況調査（モニタリング調査）を実施します。
生き物の密猟や本来の生態系を侵食する外来種の移入などに対し、監視を行うとともに、市民等への普及啓発を図ります。【生活環境課】	広報等により、外来生物法について普及啓発を図ります。	外来生物法が施行されたことから、広報等により普及啓発を実施した。	引き続き、広報等により、外来生物法について普及啓発を図ります。

調査・観察会などの継続実施

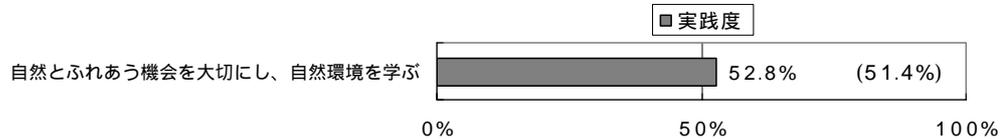
市内の自然環境を学ぶことのできる「印西自然探検隊」や、市民参加による「生物モニタリング調査」を継続して実施し、平成16年度と比較して参加者は増加しました。今後も開催を継続するとともに、湧水、巨樹・巨木林の情報などを合わせた環境マップを作成し、市内の情報を、市民・事業者提供していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、課題及び評価	平成18年度以降の予定
自然観察会などを継続的に開催し、生き物についての意識啓発を図ります。 【生活環境課】	市内の河川や谷津田などの自然観察会を4回/年開催する。	河川を中心に自然観察会を開催した。参加者には、生息する生物の実態及び河川の状況を確認してもらうことができた。 「自然探検隊」を4回。 参加実績 124名	自然観察会を継続して開催し、参加者へ、生息環境の現状及び自然環境保全について普及啓発を行います。 開催予定 5回/年
「印西市環境マップ」を作成し、普及啓発を図ります。 【生活環境課】	生物モニタリング調査による市内全域の鳥類の生息状況調査を実施する。	市民参加型の調査により、市内全域の鳥類の生息状況を確認することができたが、湧水、巨樹・巨木林の情報を収集することはできなかった。 参加実績 114名	現在、得られている情報をもとに環境マップの整備を実施します。
生き物のモニタリング調査を進めます。 【生活環境課】	また、湧水、巨樹・巨木林の情報を市民から募集する。		市内全域のトンボ類(4種)及びチョウ類(2種)の生息状況調査(モニタリング調査)を実施します。

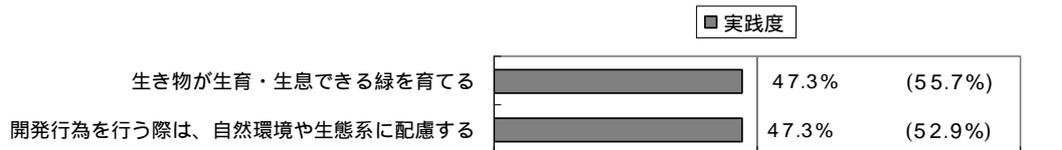
市民・事業者の行動の実践状況

平成16年度の調査結果と比較すると、事業者の取組み実践度が下がっています。市としては事業者への啓発活動を進めていく必要があります。

【市民】



【事業者】



備考1) 市民、事業者の実践度： 「実施している」、「時々実施している」の回答数/総数(「市民、事業者への環境に関する意識調査」問4)  
備考2) ( )内の数値は、平成16年度の実践度を示します。

コラム ~ 外来生物法が施行されました ~

特定外来生物は、海外起源の外来生物であり、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。

指定された生き物は、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入等が原則禁止、野外に放つ等が禁止となっています。



オオクチバス



ブルーギル

詳しい外来生物法の情報は、環境省ホームページ( <http://www.env.go.jp/nature/intro/> )の「外来生物」をご覧ください。

印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。

## 2-3 親しみのある水辺をつくる（個別目標）

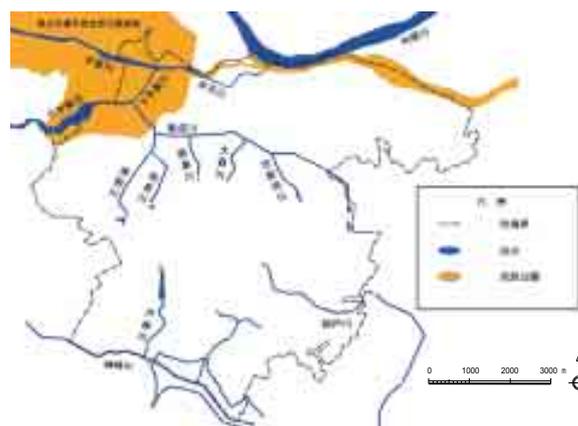
印西市は、千葉県内でも有数の水辺環境に恵まれた地域です。市が管理している河川がないため、市単独で親しみのある水辺をつくることは難しい状況にあります。関係機関、市民・事業者と連携して、この貴重な環境を後世に引き継いでいきます。

### 環境の現状

印西市には利根川水系である1級河川が14河川流れています。国土交通省の直轄管理である利根川、手賀川その他、1級河川は神崎川、戸神川、下手賀川、亀成川、浦部川、和泉川、鹿黒川、大森川、古新田川、弁天川の12河川と、市南東部に上流部の一部がかかる師戸川と造谷川の2河川が流れています。

また、市の北西部には下手賀沼が位置し、市北部の一部が県立印旛手賀自然公園地域に指定されています。防災調整池、用水路、湧水なども残り、千葉県内でも有数の水辺環境に恵まれた地域だといえます。

河川等の現状(主なもの)



### 市の取組みの実践状況

#### 水辺環境の保全

市が管理している河川がないため、水辺環境の保全、維持管理に関する取組みは進んでいませんが、今後も水質調査を実施し、水質の経年変動を把握するとともに、自然観察会等の実施により水辺環境の保全に向けた普及啓発を行う必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、課題及び評価	平成18年度以降の予定
改修工事に多自然型工法を取り入れるなど、調整池や河川の自然の回復・整備を促進します。 【生活環境課】	市が管理する河川がないため事業計画なし。	河川において工事が実施される際に多自然型工法を実施するよう要望した。	平成18年度は要望書を提出します。
河川や湖沼の水質の保全を図ります。 【生活環境課】	市内の6河川の水質調査を実施し、水質の変動を把握し、市民に公表する。	指定箇所の水質調査を実施し、経年的変動を把握することができた。	引き続き、指定箇所の水質調査を実施し、経年的変動を把握します。
市民などによる水辺環境の維持・管理を支援します。 【建設課】	利根川の河川沿いにおいて小学生の協力を得て、ごみ拾いを実施します。	木下・大森小学校の協力を得て、ごみ拾いを実施することができた。	引き続き、ごみ拾いを実施します。
市内に存在する湧水の数と位置を把握します。 【生活環境課】	広報等をとおして市民に湧水情報の提供を依頼する。	広報等をとおして情報提供の依頼をしたが、情報が集まらなかった。	引き続き、広報等をとおして、市民に情報の提供を依頼します。
農業用水路の水質保全と生き物の生育・生息環境としての保全を図ります。 【生活環境課】	市内の河川や谷津田などの観察会を4回/年開催する。	河川を中心に自然観察会を開催した。参加者には、生息する生物の実態及び河川の状況を確認してもらうことができた。 「自然探検隊」を4回 参加実績 124名	自然観察会を継続して開催し、参加者へ生息環境の現状及び自然環境保全について普及啓発を行います。 開催予定 5回/年

印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。

### 水辺とのふれあいの場の創出

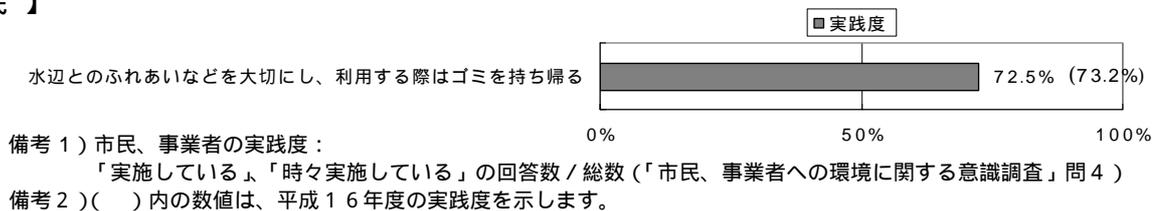
県立北総花の丘公園内での「野鳥観察会」や、市民参加による「生物モニタリング調査」を実施し、市民が水辺とふれあう機会を設けました。今後も自然観察会の開催や情報の募集等を行い、水辺とふれあう機会を創出していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
調整池などを利用した親水公園の整備を進め、野鳥観察、植物観察、昆虫観察等自然観察のできる場所の設置を検討します。 【都市整備課】	昨年に引き続き、調整池の整備を実施する。	昨年、買収できなかった土地の買収が終了し、工事に着手した。(工期：H17.12.17～H19.2.28)	親水公園の整備について調査・研究を検討します。
水辺に近づけない調整池では、外周部から野鳥や植生を見て楽しむことができるような工夫をします。 【生活環境課】	調整池周辺での自然観察会を実施する。	県立北総花の丘公園内に整備された野鳥観察デッキ等で飛来している野鳥の状況を参加者に確認してもらうことができた。 参加実績 20名	引き続き、調整池周辺での自然観察会を実施します。
河川沿いの遊歩道などの整備を促進します。 【建設課】	平成17年度は、当初より事業計画なし。	市道整備を優先するため遊歩道の整備は行わなかった。	優先すべき市道網の整備後に遊歩道整備を検討します。
弁天川での「ふるさとの川づくり事業」を促進します。 【建設課】	平成17年度は、当初より事業計画なし。	県が行う、弁天川(六幸橋上流左岸)の護岸修景整備は休止となった。	取組みの見直しを検討します。
「印西市環境マップ」を作成し、普及啓発を図ります。 【生活環境課】	生物モニタリング調査による市内全域の鳥類の生息状況調査を実施する。また、湧水、巨樹・巨木林の情報を募集する。	市民参加型の調査により、市内全域の鳥類の生息状況を確認することができたが、湧水、巨樹・巨木林の情報を収集することはできなかった。 参加実績 114名	市内全域のトンボ類(4種)及びチョウ類(2種)の生息状況調査(モニタリング調査)を実施する計画とします。 また、湧水、巨樹・巨木林の情報を募集します。

### 市民の行動の実践状況

平成16年度の調査結果と比較すると大きな変化は見られませんが、市としては、今後も意識啓発を図っていく必要があります。

#### 【市民】



#### コラム ～木下・大森小学校6年生が利根川河川敷のごみ拾い～

平成17年7月7日、木下小学校・大森小学校の6年生、合わせて94人が、国土交通省利根川下流河川事務所安食出張所と協力し、利根川河川敷のごみ拾いを実施しました。このごみ拾いは、昭和51年から毎年行われているもので、今回で30回目を迎えました。

子供たちは、真夏を思わせる暑い日差しのなか、汗を流しながら利根川河川敷の草むらの中などを歩き、煙草の吸殻や空き缶など、散乱したごみを回収しました。前々回80kg、前回40kgあったごみも、『ふるさとを流れるこの川をきれいにしよう』というみんなの思いが着実に実を結び、今回の回収量は10kgにまで減少しました。

## 2-4 まちの緑を増やす（個別目標）

印西市では公園整備を積極的に進め、新たに5ヵ所の公園を整備しました。市民一人当たりの都市公園面積も年々増加し、緑の基本計画の目標値に徐々に近づいています。

一方、緑化に向けた制度化や、花や緑に関する情報発信が課題となっているため、事業の実施に向けた調査・研究を行う必要があります。

### 環境の現状

私たちの身近にある緑は、生活にやすらぎと潤いをもたらすばかりでなく、空気の浄化や気候の緩和、防災効果などさまざまな機能を持っています。

平成18年3月現在、印西市における都市公園は、県立公園1ヶ所（北総花の丘公園）、総合公園1ヶ所（松山下公園）、地区公園1ヶ所（牧の原公園）、近隣公園8ヶ所（浅間山公園、高花公園など）、街区公園69ヶ所、都市緑地17ヶ所の合計97ヶ所が整備されています。総面積は66.44haで、市民一人当たりの都市公園面積は10.72m<sup>2</sup>になっています。

なお、「印西市緑の基本計画」では、中間年次（平成22年）までに市民一人当たりの都市公園面積を16.6m<sup>2</sup>とする目標を掲げ、緑の保全・創出を目指しています。

### 市の取組みの実践状況

#### 民有地内の緑化

開発行為を行う際には、開発面積の5%以上の緑地を確保するよう指導しています。今後も同様の指導を行う必要があります。一方、緑化に向けた制度化や市民等への支援策に関する取組みは進んでいないため、今後は事業の実施に向け、調査・研究を行う必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
「花と緑のまちづくり登録」の制度化や「ガーデニングコンクール」の実施など、住宅地の緑化を要請します。 【都市整備課】	平成17年度は、当初より事業計画なし。	制度の策定や要請を実施できなかった。	事業の実施に向け、調査・研究を行います。
工場敷地内の樹林、湧水などの保全や街並み景観に配慮した緑化など、工場の緑の保全と緑化を要請します。 【都市整備課】	開発行為の指導により開発面積の5%以上の緑地の確保を要請する。	開発行為については開発面積の5%以上の緑化を指導した。	引き続き、開発行為については開発面積の5%以上の緑化を指導します。
プランター設置、駐車場緑化など、商業・業務地の緑化の支援策を検討します。 【都市整備課】	平成17年度は、当初より事業計画なし。	支援の検討を実施できなかった。	事業の実施に向け、調査・研究を行います。

公用地内の緑化

松山下公園の一部や木下公園の一部の供用を開始するなど、公園整備を積極的に行い、緑化を推進していきます。今後は、施設への交通アクセス方法の検討や総合体育館、祭り広場、植栽等の整備を行います。また、市民参加による公園や緑地の管理運営への取組みについては、平成17年度は事業の実施に向けた調査・研究を行い、平成18年度の実施を目指します。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
市民の日常生活に密着した身近な公園、遊戯・運動などのための総合公園を計画的に整備します。 【都市整備課】	既存の自然環境を生かしながら、運動施設をも備えた総合公園を整備する。 (松山下公園)	松山下公園の一部(日だまりの丘)を供用開始した。 (平成17年11月21日現在)	交通アクセスの検討、総合体育館、祭り広場、エントランスの整備工事を行います。
	残された豊かな緑を保全しつつ、自然志向の高まりに対応するため整備を行う。公園面積2.6haを予定。 (木下公園)	木下公園の一部を供用開始した。(平成17年11月21日現在 開園面積2.54ha)	サイン(案内板等)植栽等の整備を行います。
公園や公共公益施設の整備には、大気浄化能力の高い「環境木」を優先的に選定します。 【生活環境課】	公用地等の植樹・植え替えの際には、優先的に「環境木」を植えるよう呼びかけ、所管課へ情報提供を行う。	平成17年度は、公用地での植樹・植え替えの予定がなかった。	引き続き、公用地等の植樹・植え替えの際には、優先的に「環境木」を植えるよう呼びかけ、所管課へ情報提供を行います。
公共施設内などは、緑化推進のモデルとなるような緑化を行い、維持管理には除草剤・殺虫剤・殺菌剤を必要以上に使用しません。 【関係各課】	管理委託の中で薬剤を必要以上に使用しないよう、仕様書に明記し発注する。	概ね目標は達成された。薬剤散布量を減らすためには、害虫発生を早期に発見し対応することが効果的であり、施設の巡回を強化することが必要である。	引き続き、害虫発生を早期発見に努め、薬剤散布の削減に努めます。
ボランティア団体やNPOの育成を図り、市民参加による公園や緑地の管理運営の充実を検討します。 【都市整備課】	市民参加によるごみ拾いを行い、公園等の散乱ごみ等が減少するとともに環境美化が保たれるようにする。	事業の実施に向けた調査・研究を行った。	平成18年度実施を目指します。

印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。



## 緑化推進のための人づくりと情報発信

コスモスの種の無償配布、イベントの後援、市民活動の支援等を行ったものの、花や緑に関する情報発信が不十分であったため、情報の充実を図る必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、課題及び評価	平成18年度以降の予定
広報誌、パンフレット、インターネットなどにより、花や緑に関する情報提供を行います。 【都市整備課】	昨年に引き続き、県立花の丘公園の情報を市のホームページで見ることができるようにする。	県立花の丘公園の情報はリンクしているが、情報の充実には至らなかった。	関係機関との連携を図り、ホームページ、広報により情報提供を行います。
苗木や花苗の配布や野外レクリエーション大会など、多彩で楽しい花と緑のイベントを開催します。 【都市整備課】	コスモスの種を団体へ無償配布し、市内にコスモスの花を咲かせる。	コスモスの種を団体へ無償配布した。また、NPO団体主催のイベントの後援を行った。	引き続き、コスモスの種を団体へ無償配布し市内にコスモスの花を咲かせます。
県立北総花の丘公園の「花と緑の文化館」などにおいて、花と緑に関する講習会の開催を促進し、関心を高めます。 【都市整備課】	県立花の丘公園で開催されるイベントについて紹介する。	広報やホームページにより情報提供を行った。	関係機関と連携を図り、ホームページ、広報により情報提供を行います。
さまざまな緑化活動グループの育成を図り、グループ間の交流の機会を設けることにより、活動の活性化と充実を図ります。 【ふれあい推進課】	環境保全等を目的とした公益性の高い事業を行う市民活動団体に対し、補助金を交付する「市民活動助成事業補助金」を実施する。	市民活動は、市民の自主的で主体的な活動であり、環境保全や、緑化を推進する特定の活動だけを対象にすることはできないが、環境保全の重要性について市民活動を通じて、市民に一定のアピールをすることができた。	引き続き、市民活動の推進、活性化を図るため、市民活動支援事業を実施します。

## 市民の行動の実践状況

平成16年度の調査結果と比較すると大きな変化は見られませんが、実践度は高い状況にあります。市としては、今後も市民・事業者への啓発を図っていく必要があります。

## 【市民】

身のまわりのみどりを大切にす



備考1) 市民、事業者の実践度：

0%

50%

100%

「実施している」、「時々実施している」の回答数/総数(「市民、事業者への環境に関する意識調査」問4)

備考2) ( )内の数値は、平成16年度の実践度を示します。

## 2-5 歴史や文化を大切にする（個別目標）

印西市には、受け継がれてきた歴史や伝統が数多く残っています。現在、文化財指定地の清掃や新たな指定を通じて、歴史文化財を保存しています。また、木下街道膝栗毛の実施や史跡の整備を通じて、市民が歴史文化とふれあう機会を創出しています。今後も、湧水、巨樹・巨木林を次世代に継承していくための保全策を検討していく必要があるため、引き続き、湧水、巨樹・巨木林に関する情報を収集します。

### 環境の現状

印西市には「木下貝層」をはじめとした国指定文化財が3件、県指定文化財が8件、市指定文化財が12件あり、歴史・文化遺産が数多く分布しています。また、歴史や文化財をつないだ「いんざい散歩道」の周辺や社寺林、屋敷林には貴重な自然環境が残っています。

### 市の取組みの実践状況

#### 歴史文化財の保存

文化財指定地の清掃・管理等を行うことで、歴史文化財を保存しています。今後も史跡の清掃・管理等を実施し、歴史文化財の保存を行います。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
木下貝層、宝珠院観音堂など文化財指定地の保護・保存を図ります。 【生涯学習スポーツ課】	市指定史跡である「上宿古墳」、「月影の井」の清掃・管理を実施する。	史跡の清掃・管理を実施することにより安全に公開することができた。	引き続き、史跡の清掃・管理を実施します。
文化財の調査研究を推進します。 【生涯学習スポーツ課】	泉新田大木戸野馬堀遺跡の保存・保全を図る。道作古墳の測量を実施する。	泉新田大木戸野馬堀遺跡の案内版を設置し一般に公開・活用するために草刈りなどを実施した。また、道作古墳群の測量を実施した。	一般に公開・活用するために道作古墳群の調査及び案内版の設置、草刈りなどの実施を継続します。

#### 巨樹・巨木林などの保全

広報いんざいを通じて市民に湧水、巨樹・巨木林に関する情報提供の依頼をしましたが、情報提供は、ほとんどありませんでした。今後も市民に情報提供を呼びかけます。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
巨樹・巨木の実態調査を実施するとともに、周辺環境を含めた保全活動を推進します。 【生活環境課】	広報等を通じて市民に湧水、巨樹・巨木林情報の提供を依頼する。	広報等をとおして情報提供の依頼をしたが、情報はほとんどありませんでした。	引き続き、広報等をとおして市民に湧水、巨樹・巨木林情報の提供を依頼します。

印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。

## 歴史的文化的環境とのふれあいの場の創出

木下街道膝栗毛の実施や、木下万葉公園の一部供用開始により、市民がふれあうことのできる場をつくりました。今後も、市民がふれあうことのできる場の創出に努める必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
「文化財ガイドブック」により、歴史や文化についての普及啓発を図ります。 【生涯学習スポーツ課】	木下街道膝栗毛の実施。	10月16日に木下街道膝栗毛を実施し、参加者(175人)に対して浦部地区の文化財について保護意識を高めることができた。	平成18年度は、10月7日(土)に木下街道膝栗毛を木下街道、木下河岸を中心に実施します。
歴史文化財を利用した歴史公園の整備を検討します。 【都市整備課】	残された豊かな緑を保全しつつ、自然志向の高まりに対応するため整備を行う。公園面積2.6haを予定している。	木下万葉公園の一部を供用開始した。(平成17年11月21日現在 開園面積2.54 ha)	サイン(案内板等) 植栽等の整備を行います。

## コラム ~ 木下万葉公園が開園しました ~

印西市では国指定天然記念物【木下貝層】指定地を含む場所に公園の整備を進めてきました。開園に先立ち、平成17年9月に公園の愛称を市民の皆様から募集したところ、「木下万葉公園」が最も多くの応募があり、平成17年11月21日に開園しました。

昔、関東平野が海だった頃の名残が見られる「木下貝層」、丘の上から見られる木下の町並み、近くを流れる利根川を眺めに公園を散策に来られてはいかがでしょうか。



【問合せ先(公園): 都市整備課  
(木下貝層): 生涯学習スポーツ課

電話0476-42-5111 内線537  
電話0476-42-5111 内線786】



## 2-6 空気をきれいにする（個別目標）

印西市では、「アイドリングストップ等による大気汚染物質削減計画」の策定や低公害車の導入など大気汚染を軽減する取組みを積極的に進めるとともに、広報・ホームページを通じて、市民への意識啓発を図っています。また、今後も大気汚染物質の軽減のため、自動車 NOx・PM 法、八都県市におけるディーゼル規制を周知していきます。

光化学オキシダント(光化学スモッグ)については、緊急時発令回数、環境基準の超過日数が依然多い状況にあり、身体への悪影響が懸念されることから、県や周辺市町村と連携した広域的な対策を進めていく必要があります。

### 環境の現状

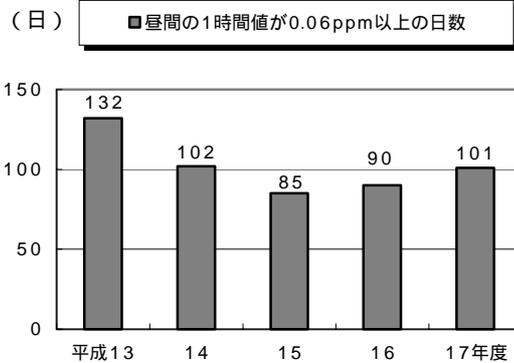
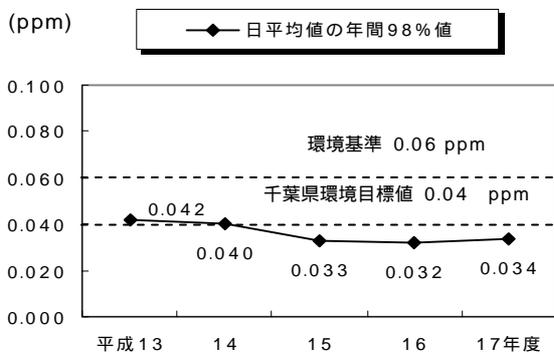
印西市高花には一般環境大気測定局が設置されており、年間を通じて二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び光化学オキシダント(光化学スモッグ)の状態が観測されています。

平成13年度以降、二酸化窒素については経年的に環境基準を満足し、平成14年度以降は千葉県環境目標値を満足しています。一方、光化学オキシダントは環境基準を超過している日数が平成15年度から徐々に増加しています。平成17年度は緊急時発令回数が13回ありました。

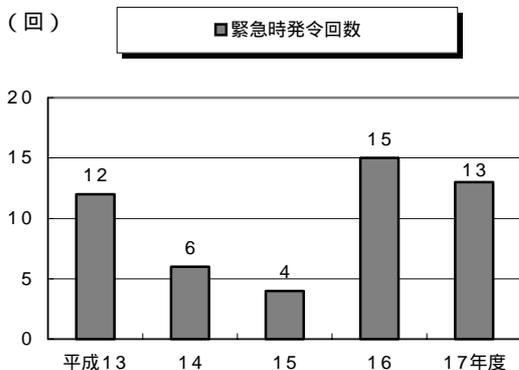
浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄については経年的に環境基準を満足しており、良好な状況にあります。

浮遊粒子状物質、二酸化硫黄の測定結果は資料編 P2 を参照下さい。

### 大気質濃度の推移



### 二酸化窒素



### 光化学オキシダント(光化学スモッグ)

備考) 0.12ppm以上の濃度となった場合に発令

### 光化学オキシダント(光化学スモッグ)

資料：千葉県「平成17年度大気環境常時測定結果」

印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。

## 市の取組みの実践状況

## 大気汚染対策

アイドリングストップ等の普及啓発や低公害車の導入、野焼き防止の指導等を進めており、今後も同様の事業を継続して進めていきます。一方、平成17年度は、「環境木」の植樹・植え替えはありませんでしたが、今後も公用地での「環境木」の優先使用を呼びかけます。

個別目標の達成に向けた取組み【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、課題及び評価	平成18年度以降の予定
低公害車や公共交通機関の利用促進に向け呼びかけを行います。 【生活環境課】	アイドリングストップ等による大気汚染物質削減計画を策定し、 ・アイドリングストップの推進 ・公用車の使用抑制 ・低公害車の優先利用 ・ノーカーデーの推進に関する啓発を図る。	前年度同様の計画を策定し、庁内の啓発を図り、多くの職員の協力を得た。また、広報で市民に呼びかけることにより意識啓発を図った。	引き続き、「アイドリングストップ等による大気汚染物質削減計画」を実施するとともに、広報に掲載し市民への普及啓発を図ります。
アイドリングストップなど、環境にやさしい運転の普及啓発を図ります。 【生活環境課】			
公用車やふれあいバスに低公害車を導入します。 【財政課】	環境に対して負荷の少ない軽乗用車及びハイブリッド車を公用車として導入する。	低公害車を導入したことにより、大気汚染の軽減を図った。 軽乗用車 5台 ハイブリッド車 4台	引き続き、積極的に低公害車を導入します。(平成18年度 軽自動車5台導入予定)
工場・事業場などからの排出ガス抑制に関する普及啓発と指導を行います。 【生活環境課】	工場・事業場等で焼却炉を使用していた場合、指導を行い大気汚染の防止に努める。	広報による野焼き行為禁止の普及啓発を行い、事業者や市民へ周知した。また、市民からの通報による個人・事業者への指導を行ったことや、野焼きパトロールを実施し、行為者への指導を行ったことにより、大気汚染の防止を図った。	引き続き、工場・事業場等で焼却炉を使用していた場合、指導を行い大気汚染の防止に努めます。
小型焼却炉の適正使用を含め、野焼き防止の指導を行います。 【生活環境課】	広報による普及啓発及び原因者への指導を行う。また野焼きパトロールを実施し、行為者への指導を行う。		引き続き、広報による普及啓発及び通報による原因者への指導を行うとともに、野焼きパトロールを実施し、行為者への指導を行います。
公園や公共公益施設の整備には、大気浄化能力の高い「環境木」を優先的に選定します。 【生活環境課】	公用地等の植樹・植え替えの際には、優先的に「環境木」を植えるよう呼びかけ、所管課へ情報提供を行う。	平成17年度は公用地内での植樹・植え替えの予定がなかった。	公用地等の植樹・植え替えの際には、優先的に「環境木」を植えるよう呼びかけ、所管課へ情報提供を行います。

## 悪臭 防止対策

悪臭を放つおそれのある施設等に対して指導や臭気測定を行っており、引き続き、取組みを進めていく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、課題及び評価	平成18年度以降の予定
悪臭を放つおそれのある施設及び物質について、管理者への指導を行います。 【生活環境課】	悪臭を放つおそれのある施設等の管理者への指導を行う。	悪臭を放つおそれのある施設等の管理者への指導を行い、悪臭対策を進めた。また、臭気測定を行い、現況を把握した。 測定回数6回	引き続き、悪臭を放つおそれのある施設等の管理者への指導を行います。
悪臭を放つおそれのある施設などの臭気測定を実施し、悪臭軽減のための調査・研究を行います。 【生活環境課】			

印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。

### 監視・測定 of 継続実施

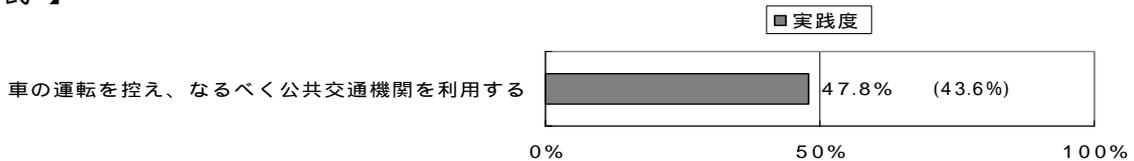
県や周辺市町村と連携して大気環境の実態把握を行っており、引き続き、監視していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
一般環境大気測定局（高花）での大気汚染の実態調査を継続し、県や周辺市町村と連携して大気汚染対策を進めます。 【生活環境課】	一般環境大気測定局（高花）での大気汚染の実態調査を継続する。また、周辺市町村と連携し、悪臭を放つおそれのある施設への指導・対策を進める。	一般環境大気測定局（高花）での大気汚染の実態調査を継続実施し、現況を把握した。また、県と連携し、悪臭の放つおそれのある施設への指導を実施し、悪臭対策を進めた。	一般環境大気測定局（高花）での大気汚染の実態調査を継続するとともに、県・周辺市町村と連携し、悪臭を放つおそれのある施設への指導・対策を進めます。
情報交流など周辺市町村と連携して悪臭防止対策を進めます。 【生活環境課】			

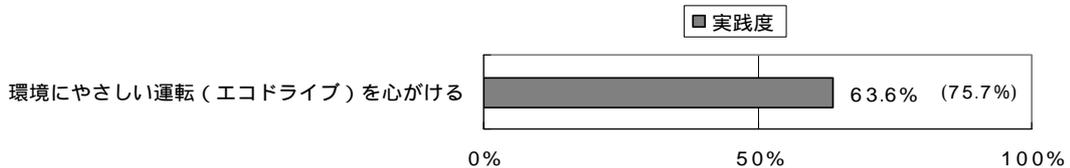
### 市民・事業者の行動の実践状況

平成 16 年度の調査結果と比較すると、公共交通機関の利用促進に向けた取組み（市民）は、実践度が 50% に近づきつつあります。一方、エコドライブ（事業者）は実践度が 50% を超えています。市としては率先して行動を起こすとともに、市民・事業者への啓発を図っていく必要があります。

#### 【市民】



#### 【事業者】



備考 1) 市民、事業者の実践度：

「実施している」、「時々実施している」の回答数 / 総数（「市民、事業者への環境に関する意識調査」問 4）

備考 2) ( ) 内の数値は、平成 16 年度の実践度を示します。

#### コラム ~ アイドリングストップをしましょう ~

千葉県環境保全条例により、自動車を駐停車したときには、速やかにエンジンを停止することが義務付けられています。また、20 台以上駐車できる駐車場の設置者などは、看板の設置などによりアイドリングストップを周知しなければなりません。

不要なアイドリングは、燃料を余分に消費し、大気汚染や地球温暖化の原因になるとともに、近隣へ騒音の影響を与えます。

【問合せ先：千葉県大気保全課 電話：043-223-3810】

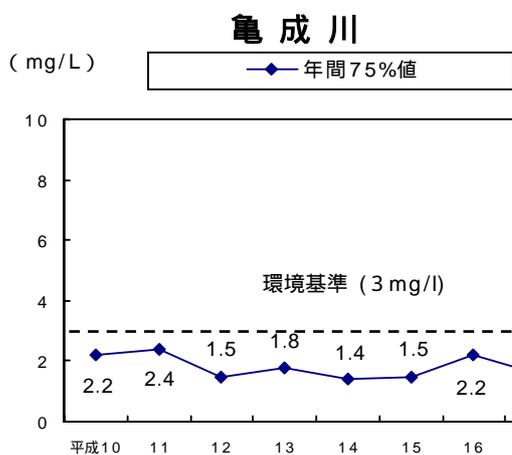
## 2-7 水や土をきれいにする（個別目標）

師戸川の BOD 濃度は依然として高い状況にあり、環境基準を超過しています。引き続き、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置等を推進するとともに、水質の状況を監視していく必要があります。

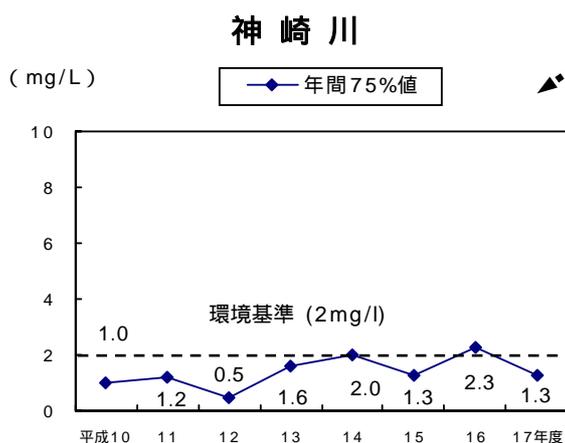
### 環境の現状

印西市では亀成川、師戸川、神崎川において年間4季の水質測定を行っています。亀成川では毎年 BOD の濃度が環境基準をみだし、きれいな水質を保っています。神崎川については、平成 16 年度に環境基準を超過しましたが、その他の年度は環境基準をみだしていません。師戸川については、年によって変動が大きく、濃度が毎年環境基準を超過しています。その要因としては、河川流量が少ないため川底の土壌等に含まれる有機物などが滞留してしまうことや、生活排水等の流入による影響などが考えられます。

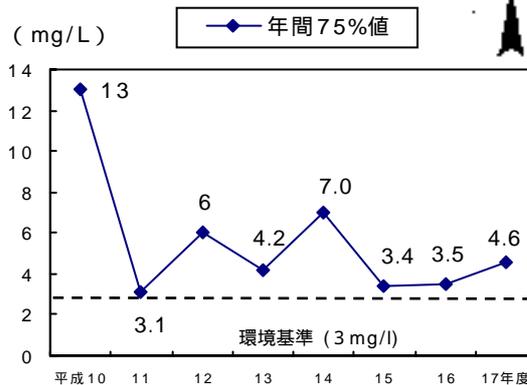
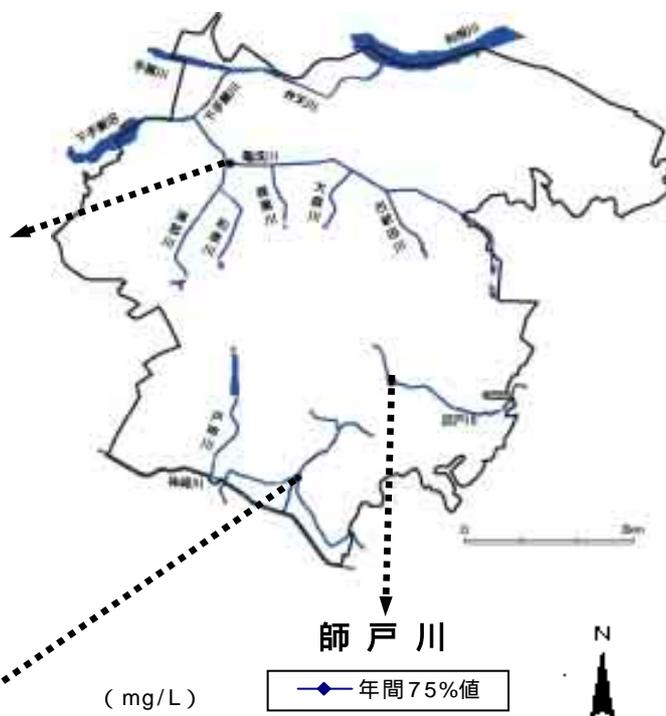
#### BOD濃度の推移



注) 亀成川は B 類型に指定されている。



注) 神崎川は A 類型に指定されている。



注) 師戸川は B 類型に指定されている。

資料：生活環境課

備考) A 類型：水道 2 級（沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの）、水産 1 級（ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の産生物用並び水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用）水浴及び B 類型以下に掲げるもの。

B 類型：水道 3 級（前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの）、水産 2 級（サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用）及び C 類型以下に掲げるもの。

市の取組みの実践状況

排水対策

公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置に関する補助、水洗化率向上のためのPR等を進めていきます。今後も河川の水質向上のため、排水対策を進めていく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
環境にやさしい石鹼や洗剤を使用するなど、生活排水に関する普及啓発を図るとともに、市民の活動を支援します。 【生活環境課】	廃油石鹼を購入し、生活廃水に関する啓発物資として配布する。	NPO団体等の協力を得ながらの生活排水に関する普及啓発をすることができた。また啓発物資として石鹼を配布した。	引き続き、廃油石鹼を購入し、生活排水に関する啓発物資として配布します。
工場・事業場などからの排水に対する指導を行います。 【生活環境課】	水質汚濁のおそれのある施設等の管理者への指導を行う。	水質汚濁のおそれのある施設等の管理者への指導を行い、水質汚濁対策に努めた。	引き続き、水質汚濁のおそれのある施設等の管理者への指導を行います。
公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置を推進します。 【下水道課】	下水道計画に沿い、整備を進める。(小林1工区)	小林工区公共下水道工事 A = 2.2ha 地権者への説明等に日数を要したため、工事の竣工が遅れてしまった。(工期H17.10.8~H18.6.30)	引き続き、下水道未整備地区の整備を推進します。
公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置を推進します。 【生活環境課】	合併浄化槽の設置に対する補助及び単独浄化槽からの転換補助の実施。 合併浄化槽補助 150基 うち転換補助 120基	公共下水道の整備、合併浄化槽の設置による生活排水対策を実施した。 合併浄化槽補助実績 131基 うち転換補助実績 87基	平成18~21年度までに合併浄化槽の設置に対する補助及び単独浄化槽からの転換補助を実施します。 合併浄化槽補助 440基 うち転換補助 306基
公共下水道の接続率(水洗化率)の向上のためのPRに努めます。 【下水道課】	・「下水道の日」を中心とした広報活動 ・日本下水道協会方法活動補助金による啓発物資の購入と配布	「下水道の日」を中心とした広報活動及び未水洗化世帯への啓発物資の配布を実施し、下水道の接続を促した。	引き続き、水洗化率向上のため、さらなるPR活動を実施します。

監視・測定 of 継続実施

市内の河川・地下水の水質調査、印旛沼・手賀沼の浄化対策を継続して実施しています。今後も水質調査や浄化対策を進めていくとともに、市民等が行う調査の支援や意識啓発を図る必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
河川水、地下水(地下水位を含む)、工場排水などの定期監視体制を整備します。 【生活環境課】	公共水域・地下水の測定を継続実施する。	公共水域・地下水の測定を継続実施したことにより、現況を把握した。 6河川(年4回)地下水32地点	引き続き、公共水域・地下水の測定を継続実施します。
県や周辺市町村と連携して水質汚濁の防止対策を進めます。 【生活環境課】	県と連携し、印旛沼・手賀沼の浄化対策を実施する。家庭からの生活排水による公共水域の水質汚濁防止のため、合併処理浄化槽設置整備事業を推進する。 合併浄化槽補助 150基 うち転換補助 120基	印旛沼、手賀沼の水質改善のための普及啓発を行った。合併処理浄化槽の設置補助金の継続実施により、生活排水対策を進めた。	引き続き、県・周辺市町村と連携し、印旛沼・手賀沼の浄化事業を実施する。また、合併処理浄化槽の設置補助金についても継続実施します。
市民などによる水質調査を支援します。 【生活環境課】	市民や団体などにより実施される水質調査により環境保全の意識啓発を図る。	平成17年度は水質検査を実施する団体等がなかった。	市民や団体などが水質調査できる環境を提供します。

### 土壌汚染・地下水対策

工場・事業所等への指導、町営塵芥焼却場跡地の環境調査等の取組みは継続して実施しています。また、不法投棄パトロールも継続して実施しています。今後も土壌汚染・地下水対策を進めていく必要があります。

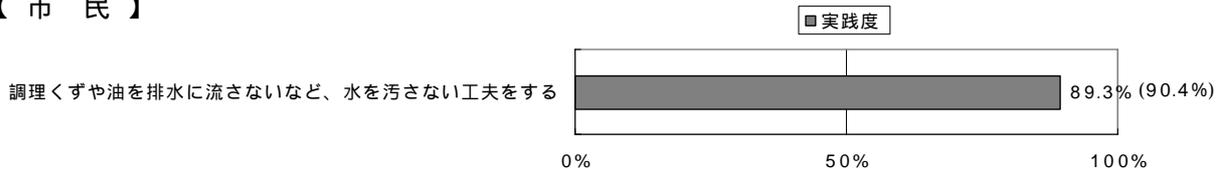
個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
環境負荷の少ない環境保全型農業を推進します。 【産業振興課】	印旛郡市及び市内農業団体が実施する品質向上及び減農薬栽培の研修等の推進を行う。 農業用廃プラスチック回収を支援する。	印旛郡市及び市内農業団体が実施する品質向上及び減農薬栽培の研修等の推進を行った。 また、農業用廃プラスチックの回収支援を行った。	引き続き、印旛郡市及び市内農業団体が実施する品質向上及び減農薬栽培の研修等の推進を行うとともに、農業用廃プラスチックの回収を支援します。
産業廃棄物の不法投棄や不法な残土の埋立てなどの防止のため、監視体制の強化・普及啓発を図ります。 【生活環境課】	不法投棄パトロールを継続実施する。 不法投棄監視員による監視体制を継続する。	職員によるパトロール、不法投棄監視員による監視活動に加え、委託による夜間パトロールを早朝及び深夜を中心に実施し、ダンプなどによる大規模な産業廃棄物の不法投棄防止に効果を上げた。 パトロール回数 委託 120回 職員 22回	引き続き、職員及び委託によるパトロール、不法投棄監視員による監視活動を行うとともに、広報等による啓発を積極的に行い、「不法投棄をしにくい環境づくり」に努めます。
工場・事業場・建設作業における汚染防止のための指導を行います。 【生活環境課】	土壌・地下水汚染のおそれのある施設等の管理者への指導を行う。	土壌・地下水汚染のおそれのある施設等の管理者への指導を行い、汚染対策に努めた。	引き続き、土壌・地下水汚染のおそれのある施設等の管理者への指導を行います。
雨水浸透施設の普及を進めます。 【下水道課】	開発行為等の申請者に雨水浸透施設設置の検討を呼びかけていく。	開発行為等の申請がある際には申請者に透水性舗装、雨水浸透マス、透水性貯留槽の設置をお願いした。	引き続き、開発行為等の申請者に施設設置を呼びかけます。
地下水の適切な利用について、指導・普及啓発を行います。 【生活環境課】	県と連携し、揚水施設管理者へ年間揚水量の報告を実施する。	県と連携し、揚水施設管理者へ年間揚水量の報告を求めることにより、現況を把握した。	引き続き、県と連携し、揚水施設管理者へ年間揚水量の報告を求めます。
町営塵芥焼却場跡地の環境調査を実施します。 【生活環境課】	設置した観測井のモニタリングを実施し、経年変動を確認する。また、対策工及び対策時期の検討を行う。	焼却場跡地場外に観測井を設置したことにより地下水の流動方向及び汚染物質の流出状況を観測した。	県の助言により、毎月の簡易モニタリング調査を実施する。また、用地の境界確定についても実施する。

印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。

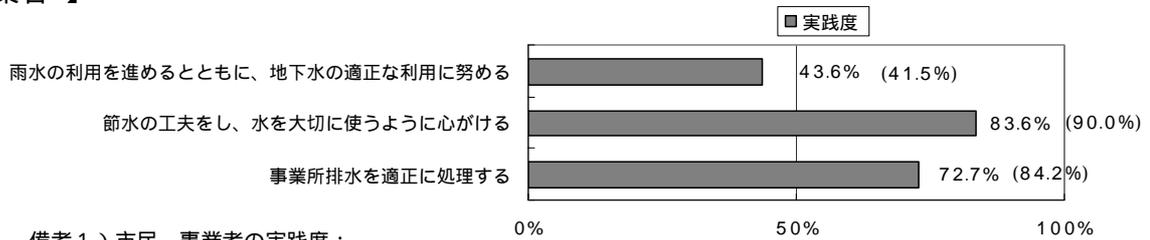
**市民・事業者の行動の実践状況**

平成 16 年度と比較すると、市民の実践度に大きな変化は見られませんでした。事業者については、節水の工夫や事業所排水の適正処理は実践度が減少し、雨水の利用、地下水の適正利用は実践度が増加していますが、50%を越えていません。市としては今後も率先して取組みを進めるとともに、市民・事業者への啓発を図っていく必要があります。

**【 市 民 】**



**【 事業者 】**



備考 1 ) 市民、事業者の実践度：  
「実施している」、「時々実施している」の回答数 / 総数 (「市民、事業者への環境に関する意識調査」問 4 )  
備考 2 ) ( ) 内の数値は、平成 16 年度の実践度を示します。



## 2-8 騒音や振動などを低減する（個別目標）

都市化に伴う交通量の増加などから、道路交通騒音は、依然として環境基準を超過している状況にあります。今後も継続して、市民・事業者への啓発を図るとともに、県や周辺市町村とも連携した対策を進めていく必要があります。

### 環境の現状

騒音・振動は直接人間の感覚を刺激するため、人体に感覚的、心理的に影響を与えることがあります。自動車や工場・事業場、建設作業からの騒音・振動、飲食店や家庭から発生する生活騒音などが主な発生源になっています。また、屋外照明による光害についても新たな環境問題として取り上げられています。

印西市では、毎年度、調査地点を変えながら道路交通騒音、道路交通振動の調査を実施していますが、道路交通騒音については、評価基準である環境基準を超過しています。

### 道路交通騒音の測定結果

測定年度	地点名	騒音レベル Leq(dB)		環境基準(dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
平成13年度	千葉竜ヶ崎線【B地域】 木下1401-45付近	72	71	65以下	60以下
平成14年度	国道464号線【C地域】 草深1245-43付近	72	66	65以下	60以下
平成15年度	千葉竜ヶ崎線【A地域】 船尾中学校前	71	68	60以下	55以下
平成16年度	市道00-005号線【B地域】 小林コミュニティプラザ	68	61	65以下	60以下
平成17年度	千葉竜ヶ崎線【B地域】 木下1401-45付近	74	72	65以下	60以下

資料：生活環境課

### 道路交通振動の測定結果

測定年度	地点名	振動レベル(dB)		要請限度(dB)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
平成13年度	千葉竜ヶ崎線【第1種区域】 木下1401-45付近	53	48	65以下	60以下
平成14年度	国道464号線【第2種区域】 草深1245-43付近	38	33	70以下	65以下
平成15年度	千葉竜ヶ崎線【第1種区域】 船尾中学校前	46	42	65以下	60以下
平成16年度	市道00-005号線【第1種区域】 小林コミュニティプラザ	33	31	65以下	60以下
平成17年度	千葉竜ヶ崎線【第1種区域】 木下1401-45付近	51	46	65以下	60以下

資料：生活環境課

道路交通騒音(道路に面する地域)に係る環境基準

地域の区分	環境基準(dB)	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。  
 備考2) Aを当てはめる地域は、第1種低層住居専用地域、第1、2種中高層専用地域とする。  
 備考3) Bを当てはめる地域は、第1、2種住居地域、第1特別地域とする。  
 備考4) Cを当てはめる地域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域(第1特別地域を除く)、工業地域とする。

道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65以下	60以下
第2種区域	70以下	65以下

備考1) 時間の区分は、昼間を午前8時から午後7時までの間とし、夜間を午後7時から翌日の午前8時までの間とする。  
 備考2) 第1種区域は、第1種低層住居専用地域、第1・2種中高層専用地域、第1・2種住居地域とする。  
 備考3) 第2種区域は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とする。

市の取組みの実践状況

自動車の騒音・振動対策

取組みは事業目標どおりに進んでいますが、今後も継続していくことが必要です。

個別目標の達成に向けた取組み【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、課題及び評価	平成18年度以降の予定
アイドリングストップなど、環境にやさしい運転の普及啓発を図ります。 【生活環境課】	アイドリングストップ等による大気汚染物質削減計画を策定し、 ・アイドリングストップの推進 ・公用車の使用抑制 ・低公害車の優先利用 ・ノーカーデーの推進に関する啓発を図る。	前年度同様の計画を策定し、庁内の啓発を図り、多くの職員の協力を得た。また、広報等で市民に呼びかけることにより、意識啓発を図った。	引き続き、「アイドリングストップ等による大気汚染物質削減計画」を実施するとともに、広報等に掲載し市民への普及啓発を図ります。
道路の適正な維持・管理を進めます。 【道路管理課】	市内全域にわたる道路維持工事及び特に破損等がひどい箇所の補修工事を行う。	当該年度に発生したものと、要望等により実施した。 ・道路維持工事(8箇所) ・小規模工事(1箇所) ・道路補修工事(市内全域)	引き続き、道路の維持・補修を行い、騒音・振動対策に努めます。
騒音・振動の実態調査を継続し、県や周辺市町村と連携して騒音・振動対策を推進します。 【生活環境課】	騒音・振動調査を継続実施する。	道路騒音・振動及び航空機騒音調査を実施したことにより、現況を把握した。	引き続き、騒音・振動調査を継続実施します。

### 工場・事業所などからの騒音・振動対策

取組みは事業目標どおりに進んでいます、今後も継続していくことが必要です。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
工場・事業場・建設作業における騒音・振動防止のための指導を行います。 【生活環境課】	騒音・振動を出すおそれのある施設・作業について、防止のための指導を行う。	騒音・振動を出すおそれのある施設・作業について、防止のための指導を行うことにより、事業者等への騒音振動対策に関する意識の向上を図った。	引き続き、騒音・振動を出すおそれのある施設・作業について、防止のための指導を行います。
飲食店などの深夜営業、拡声器の使用による騒音防止の指導を行います。 【生活環境課】	開発行為の意見照会に拡声器の使用による騒音防止の啓発・指導を行う。	開発行為の意見照会に拡声器の使用による騒音防止の啓発・指導を行うことにより、騒音対策を行った。	引き続き、開発行為の意見照会に拡声器の使用による騒音防止の啓発・指導を行います。
生活騒音についての知識やモラルの普及啓発を図ります。 【生活環境課】	生活騒音の防止の為にポスターを掲示し、啓発を行う。	生活騒音の防止の為にポスターを掲示し、啓発を行ったことにより、騒音に関する意識の向上を図った。	引き続き、生活騒音の防止の為にポスターを掲示し、啓発を行います。

### 光害対策

街路灯の設置は実施しませんでした、設置時には周辺環境に配慮した設置が必要です。

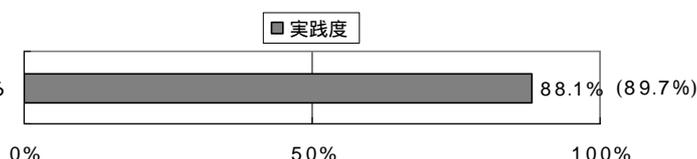
個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
住民や動植物等への影響を考慮し、ネオンサインなど屋外照明の適正化を指導します。 【生活環境課】	開発行為の意見照会に屋外照明の適正使用の啓発・指導を行う。また、過度な屋外照明のある施設についての指導を行う。	開発行為の意見照会に屋外照明の適正使用の啓発・指導を行ったことにより、屋外照明の適正化を図った。	引き続き、開発行為の意見照会に屋外照明の適正使用の啓発・指導を行う。また、過度な屋外照明のある施設についての指導を行います。
街路灯などは周辺環境を踏まえた上で適切に設置します。 【道路管理課】	平成17年度設置予定なし。	設置時には、周辺環境を考慮し、過度の設置はおこなわない。	引き続き、基準に照らし、適切に設置していきます。

### 市民・事業者の行動の実践状況

平成16年度の調査結果と比較すると大きな変化は見られませんが、市としては、今後も市民・事業者への啓発を図っていく必要があります。

#### 【市民】

ピアノや音響機器の使用やペットの鳴き声などに気を配る



#### 【事業者】

騒音や振動などの公害の発生防止に努める



備考1) 市民、事業者の実践度： 0% 50% 100%  
「実施している」、「時々実施している」の回答数 / 総数 (「市民、事業者への環境に関する意識調査」問4)  
備考2) ( )内の数値は、平成16年度の実践度を示します。

## 2-9 有害化学物質による汚染を防ぐ（個別目標）

印西市で実施しているダイオキシン類調査の結果は、毎年、環境基準値以下の濃度です。

しかし、アスベスト問題など、有害化学物質に関する市民の意識は高まっている状況にあることから、事業者に対してはPRTR制度の周知徹底を図るとともに、市民に対して情報を広く周知していく必要があります。

### 環境の現状

私たちの身のまわりには、プラスチック、塗料、合成洗剤など、さまざまな化学物質を利用した製品があふれ、国内で流通している化学物質だけでも数万種類あるといわれています。

平成17年度は、アスベスト問題がクローズアップされ、市の公共施設において吹き付け材の使用状況及び成分分析を実施し、公共施設89ヶ所の内8ヶ所で吹き付け材の使用が確認されましたが、成分を分析した結果、アスベストは検出されませんでした。（資料編P18参照）

また、市では、大気、水質、土壌及び印西クリーンセンターの排出ガスのダイオキシン類調査を実施しており、平成13～17年度にかけて環境基準を超過した地点及び項目はありません。

### ダイオキシン類の測定結果(大気)

地名	毒性当量 年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )					環境基準値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
印西市役所屋上	0.33	0.19	0.12	0.095	0.065	0.6 以下
ふれあい文化館	0.34	0.17	0.12	0.10	0.070	
高花	0.13	0.12	0.08	0.10	0.051	
木刈中学校	-	0.21	0.12	0.10	0.078	
小林小学校	-	-	-	0.095	0.060	

資料：生活環境課

### ダイオキシン類の測定結果(地下水)

測定年度	地名	毒性当量 (pg-TEQ/l)	環境基準値 (pg-TEQ/l)
平成13年度	竹袋焼却場跡地	0.031	1 以下
平成14年度	松山下公園	0.026	
平成15年度	草深小学校	0.026	
平成16年度	船穂小学校	0.065	
平成17年度	永治小学校	0.074	

資料：生活環境課

### ダイオキシン類の測定結果(土壌)

測定年度	地名	毒性当量 (pg-TEQ/g)	環境基準値 (pg-TEQ/g)
平成13年度	小倉台小学校グラウンド	0.032	1,000 以下
平成14年度	竹袋焼却場跡地隣	77	
平成15年度	高花小学校	0.69	
平成16年度	大塚公園前	0.53	
平成17年度	内野北児童公園	3.2	

資料：生活環境課

印のついている用語の詳細については、資料編P.58以降の用語解説を参照下さい。

## 印西クリーンセンターの排気口におけるダイオキシン類の測定結果

地点名	毒性当量 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )					排出基準値 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )
	平成13年12月	平成14年平均値	平成15年平均値	平成16年度平均値	平成17年度平均値	
印西クリーンセンター 1号炉	0.0078	0.16	0.25	0.0014	0.015	1以下
" 2号炉	0.044	0.086	0.062	0.0082	0.025	
" 3号炉	0.040	0.17	0.14	0.00044	0.034	

資料：印西地区環境整備事業組合

測定結果についてのご質問は、印西地区環境整備事業組合にお問合せください。（問合せ：0476-46-2731）

## 市の取組みの実践状況

## 有害化学物質の排出防止対策

ダイオキシン類調査の継続実施、野焼き防止の指導等の取組みを実施しております。また、有害物質が確認された際には、早急に対応していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
小型焼却炉の適正使用を含め、野焼き防止の指導を行います。 【生活環境課】	小型焼却炉の適正使用、野焼き防止について、所有者等への指導を行う。	小型焼却炉の適正使用、野焼き防止について、所有者等への指導を行うことにより、野焼き禁止の啓発及び大気汚染防止に努めた。	引き続き、小型焼却炉の適正使用、野焼き防止について、所有者等への指導を行います。
環境負荷の少ない環境保全型農業を推進します。 【産業振興課】	印旛郡市及び市内農業団体が実施する品質向上及び減農薬栽培の研修等の推進を行う。 農業用廃プラスチック回収を支援する。	印旛郡市及び市内農業団体が実施する品質向上及び減農薬栽培の研修等を行った。 また、農業用廃プラスチックの回収支援を行った。	印旛郡市及び市内農業団体が実施する品質向上及び減農薬栽培の研修等の推進を行うとともに、農業用廃プラスチックの回収を支援します。
ごみの減量化・資源化のため、資源ごみの分別を指導します。 【生活環境課】	ごみの減量化・資源化のための普及啓発を実施する。	資源ごみの分別方法が理解され、ごみの減量化、資源化を促進した。 説明会 1回 施設見学会 5回 店頭説明会 13日	引き続き、ごみの減量化、資源化のため市民・団体等への説明会、施設見学会を開催します。
公共施設内の緑の維持管理には、除草剤・殺虫剤・殺菌剤を必要以上に使用しません。 【関係各課】	害虫駆除のための薬剤散布を害虫の発生状況を確認し、実施する。	害虫の発生状況を確認しながら実施したため、薬剤散布の実施回数が減少した。なお、薬剤散布量を減らすためには、害虫発生を早期に発見し対応することが効果的であり、施設の巡回を強化することが必要である。	引き続き、害虫発生の早期発見に努め、薬剤散布量の削減に努めます。
有害化学物質汚染が確認された場合、原因究明とその再発防止の指導を行います。 【生活環境課】	有害科学物質汚染が確認された場合、原因究明とその再発防止の指導を行う。		引き続き、有害化学物質汚染が確認された場合、原因究明とその再発防止の指導を行います。
印西クリーンセンターの適正な設備管理を行い、恒久的なダイオキシン類対策を継続実施します。 【生活環境課】	印西クリーンセンターの適正な設備管理を行うことを確認し、恒久的なダイオキシン類対策を実施する。また、ダイオキシン類の測定結果の公表を行う。	県と連携し、ダイオキシン類の測定を継続実施し、現況を把握した。また、市民に測定結果の公表を行った。	引き続き、県と連携し、ダイオキシン類の測定を継続実施し、測定結果の公表に努めます。
県や周辺市町村、一部事務組合などとも連携して、有害化学物質対策を進めます。 【生活環境課】	県や周辺市町村、一部事務組合などとも連携して、有害物質の発生源対策を実施する。		

有害化学物質に関する情報の収集・提供

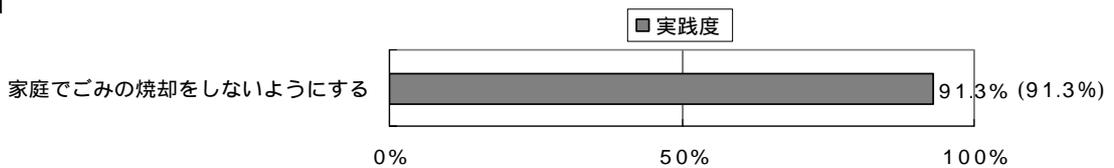
県と連携してダイオキシン類調査を継続実施し、調査結果を公表しています。引き続き、調査結果を公表するとともに、有害物質などの情報を提供していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
ダイオキシン類の調査を実施し、情報を提供します。 【生活環境課】	県と連携し、ダイオキシン類の測定を継続実施し、測定結果の公表を行う。	県と連携し、ダイオキシン類の測定を継続実施し、現況を把握した。また、市民に測定結果の公表を行った。	引き続き、県と連携し、ダイオキシン類の測定を継続実施し、測定結果の公表に努めます。
県や周辺市町村とも連携して、有害化学物質の情報収集に努めます。 【生活環境課】			
PRTR制度などの新たな取組みについて、市民・事業者に分かりやすく情報を提供します。 【生活環境課】			

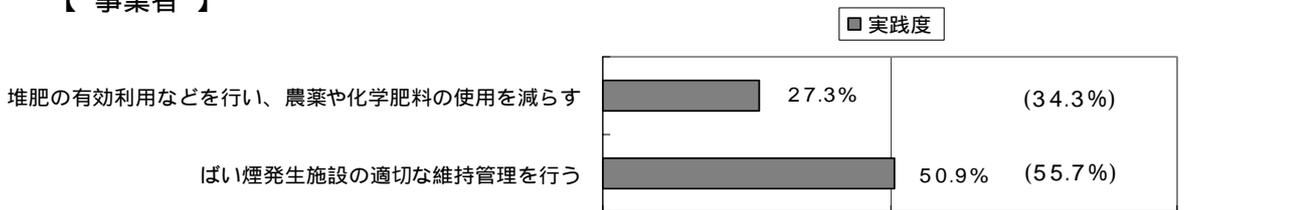
市民・事業者の行動の実践状況

平成 16 年度と比較すると、市民の実践度に変化は見られませんが、事業者の実践度が減少しています。市としては、今後も市民・事業者への啓発を図っていく必要があります。

【市民】



【事業者】



備考 1) 市民、事業者の実践度： 0% 50% 100%  
 「実施している」、「時々実施している」の回答数 / 総数（「市民、事業者への環境に関する意識調査」問 4）  
 備考 2) ( ) 内の数値は、平成 16 年度の実践度を示します。

コラム ~ 残留農薬等のポジティブリスト制度 ~

平成 18 年 5 月 29 日からポジティブリスト制度(農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度)が施行されました。

残留基準が設定されている農薬については、その基準以内であれば作物への残留を認める。

残留基準が設定されていない農薬の残留については「人の健康を損なうおそれのない量」(一律基準値 0.01ppm)を設定し、それを超えた残留のある食品の流通、販売を全面的に禁止する。

天敵農薬、微生物農薬、特定農薬は制度の対象外となっている。

詳しい農薬情報は、農林水産省ホームページ( <http://www.maff.go.jp/nouyaku/> )の「農薬コーナー」をご覧ください。

## 2-10 エネルギーを有効に利用する（個別目標）

京都議定書が発効したことで、日本は2008～2012年までに、温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減することが義務付けられました。

市では、平成17年8月より「チーム・マイナス6%」に参加し、「市内エコプラン」と併せて、地球温暖化防止策を進めるとともに、市民・事業者に対しては環境行動指針を配布し、啓発に努めています。

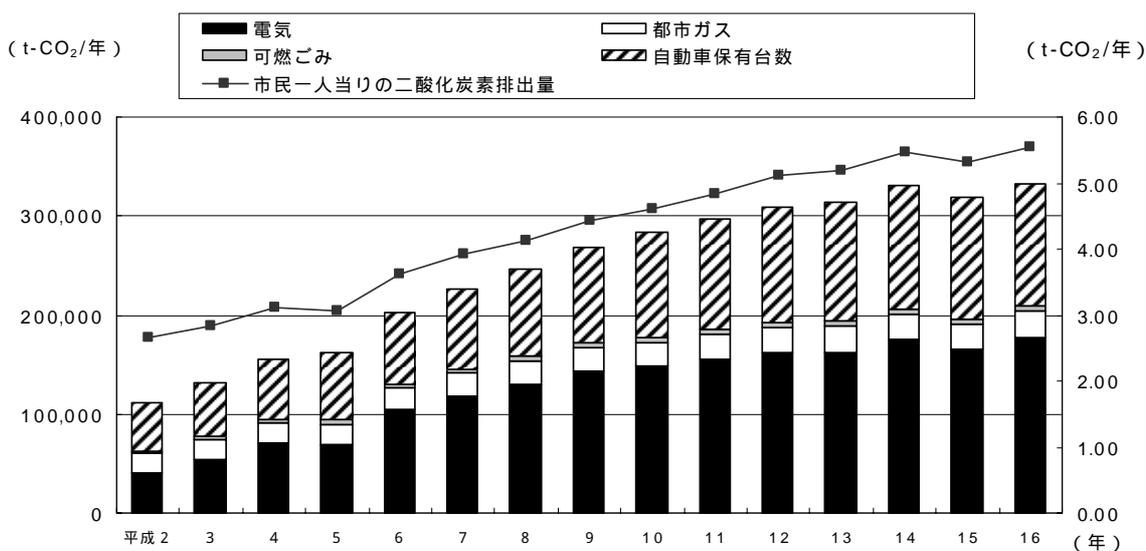
また、地球温暖化防止など環境への負荷の低減を目的に、太陽光発電システム・太陽熱利用温水器を設置する場合に、補助金を交付しています。

今後も、市が率先して温暖化防止に向けた取組みを進めるとともに、市民・事業者への啓発や支援を行い、市民・事業者・市が協働して温暖化防止に向けた取組みを進めていく必要があります。

### 環境の現状

印西市では人口増加や産業構造の変化等により、電気などのエネルギー需要が年々増加し、それに伴い二酸化炭素総排出量、市民一人当たりの二酸化炭素排出量が増加しています。

#### 二酸化炭素総排出量の推移



注) 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)総排出量は、「電気」、「都市ガス」、「可燃ごみの焼却」、「自動車(市内保有台数)」から算出している。

印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。



市の取組みの実践状況

省資源・省エネルギーの推進

「市内エコプラン」に基づき、低公害車を導入するなど、庁舎内における環境行動は進みつつあります。市民・事業者に対しては、環境行動指針や広報等による情報提供を通じて意識啓発を図っていますが、引き続き、市民・事業者に対して意識啓発を図る必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
低公害車や公共交通機関の利用促進に向け呼びかけを行います。 【生活環境課】	アイドリングストップ等による大気汚染物質削減計画を策定し、 ・アイドリングストップの推進 ・公用車の使用抑制 ・低公害車の優先利用 ・ノーカーデーの推進に関する啓発を図る。	前年度同様の計画を策定し、庁内の啓発を図り、多くの職員の協力を得ることができた。また、広報等で市民に呼びかけることにより意識啓発を図ることができた。	引き続き、アイドリングストップ等による大気汚染物質削減計画を実施するとともに、広報等に掲載し市民への普及啓発を図ります。
公用車やふれあいバスに低公害車を導入します。 【財政課】	環境に対して負荷の少ない軽自動車及びハイブリッド車を公用車として導入する。	低公害車を導入したことにより、大気汚染の軽減を図った。 軽乗用車 5台 ハイブリッド車 4台	引き続き、積極的に低公害車を導入していきます。
環境家計簿などを通して電気、ガス、ガソリンなどの使用節減を呼びかけます。 【生活環境課】	市民が環境に優しい行動を起こしやすいよう、マニュアルを作成し、環境保全への意識高揚を図る。	環境推進会議の協力を得て、環境行動指針(環境家計簿付)を作成し、全戸配布することにより、省資源・省エネルギーに関する行動を啓発することができた。	引き続き、環境行動指針(環境家計簿付)を作成します。
省資源・省エネルギーに関する取組みを市民などにわかりやすく情報提供します。 【生活環境課】			
公共施設での省エネルギーを推進します。 【生活環境課】	前年同様、市内エコプランの取組みについて、全職員に周知し、取組みを推進する。	市内エコプランの継続推進により、職員の意識向上を図った。	引き続き、市内エコプランの推進に努めます。
建物の断熱化など、エネルギー効率の良い施設の整備を推進します。 【生活環境課】	市民が環境に優しい行動を起こしやすいよう、マニュアルを作成し、環境保全への意識高揚を図る。	環境推進会議の協力を得て、環境行動指針(環境家計簿付)を作成し、全戸配布することにより、省資源・省エネルギーに関する行動を啓発することができた。	引き続き、環境行動指針(環境家計簿付)を作成します。
公共施設などにおける雨水貯留施設の導入を図ります。 【財政課】	平成17年度の計画事業なし。	市役所の改修工事を平成19年度に予定しているため、各課の要望を確認する必要がある。	公共施設の新設・改修の際には雨水貯留施設の導入を検討していきます。

コラム ～ 太陽光発電システムなどに補助金が交付されます ～

印西市では、地球温暖化防止など環境への負荷の低減を目的に、太陽光発電システム・太陽熱利用温水器を設置する場合に、設置費用の一部を補助しています。

対象：印西市に住民票がある人（外国人登録者を含む）で、市内で自らが所有し居住する住宅（店舗との併用住宅を含む）に太陽光発電システム・太陽熱利用温水器を設置する人。

補助金額：太陽光発電システム・・・1kw 当たり5万円（20万円を限度）  
太陽熱利用温水器・・・1台3万円

【問合せ先：生活環境課 環境保全班 電話：0476-42-5111 内線 367～369】

### 新しいエネルギーの推進

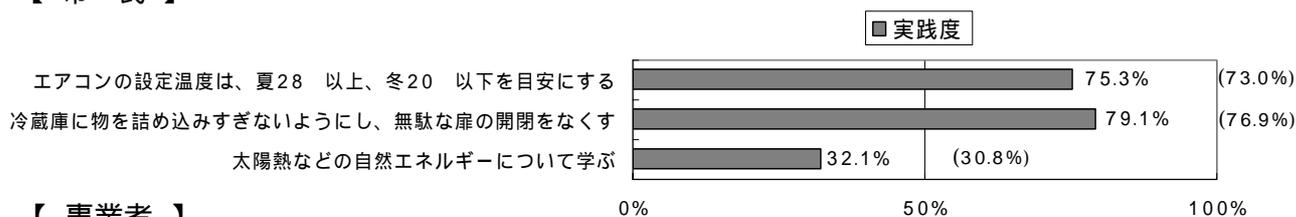
公共施設の改修時には、太陽光発電などの自然エネルギーの導入を検討し、市民・事業者に対しては環境保全に対する行動を啓発しています。また、市では太陽光発電システムなどの設置者に補助金を交付しています。引き続き、意識啓発を図るとともに、自然エネルギー等の情報の収集・提供及び支援を行う必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、課題及び評価	平成18年度以降の予定
太陽熱などの自然エネルギーの利用に向けた情報提供、普及啓発を図ります。 【生活環境課】	太陽光発電システム・太陽熱利用温水器の設置に対する補助金を交付し、自然エネルギーの普及啓発を図る。	太陽光発電システム・太陽熱利用温水器の設置に対する補助金を交付した。 ・太陽光発電システム 32件 ・太陽熱利用温水器 2件	引き続き、太陽光発電システム・太陽熱利用温水器の設置に対する補助金を交付し、自然エネルギーの普及啓発に努めます。
公共施設での太陽熱などの自然エネルギーの導入を図ります。 【生活環境課】	太陽熱などの自然エネルギー等の情報収集を行い、関係各課に提供する。	公共施設の改修時には、積極的に太陽光など自然エネルギーの導入を検討するよう関係各課に申し入れた。	引き続き、太陽熱などの自然エネルギー等の情報収集を行い、関係各課に提供します。
印西クリーンセンターなどから発生する熱エネルギーの有効利用を促進します。 【生活環境課】			

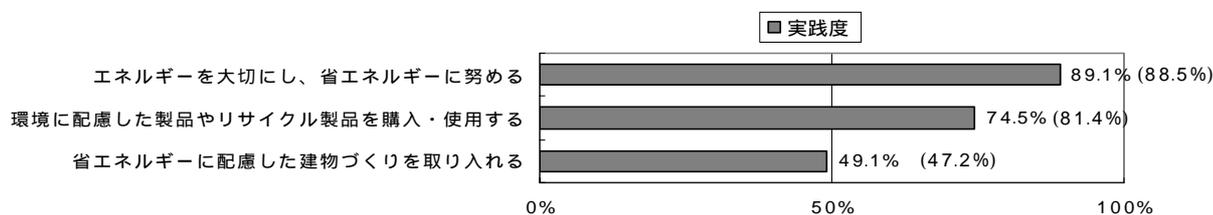
### 市民・事業者の行動の実践状況

平成16年度の調査結果と比較すると、市民・事業者ともに実践度に大きな変化は見られませんでした。なお、自然エネルギーに関する学習、省エネに配慮した建物づくりに関する取組みは実践度が50%を下回っています。市としては、市民・事業者への啓発活動を進めていくとともに、自然エネルギー、省エネ等の情報提供を行う必要があります。

#### 【市民】



#### 【事業者】



備考1) 市民、事業者の実践度：

「実施している」、「時々実施している」の回答数 / 総数 (「市民、事業者への環境に関する意識調査」問4)

備考2) ( ) 内の数値は、平成16年度の実践度を示します。

印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。

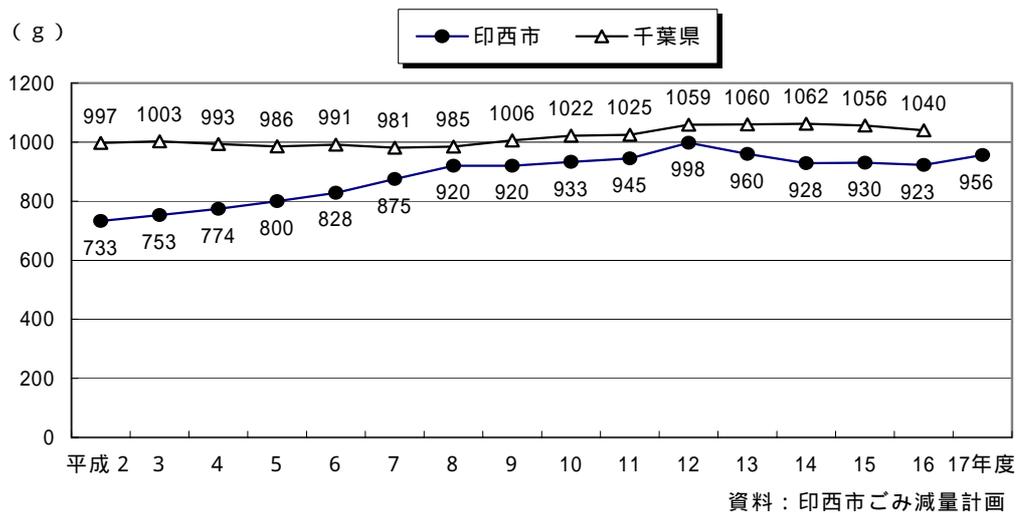
## 2-11 ごみの量を減らし、資源の循環を進める（個別目標）

印西市では、ごみの分別等に関する情報提供やマイバッグの普及促進など、ごみの減量化に向けた取り組みを積極的に進めていますが、一人1日当たりのごみ排出量は目標値を達成していない状況にあります。市では今後も市民・事業者に対しPRや情報提供を行い、意識啓発を図るとともに、ごみの減量化に向けた新たな取り組みとして、粗大ごみの有料化や家庭ごみの有料化に向けた検討を行う必要があります。

### 環境の現状

印西市では「印西市ごみ減量計画（平成17年度 年度別目標推計見直し）」に基づき、市民・事業者・市が連携しながら、ごみの排出抑制、再使用化・資源化を進めていますが、一人1日当たりのごみの排出量は、平成8年度以降ほぼ横ばいの状況にあり、「印西市ごみ減量計画」の目標値である一人1日当たり866g（平成22年度目標）を達成していません。

### 一人1日当たりのごみの排出量の推移



### コラム ～ 印西市ごみ減量計画に基づき、ごみの排出抑制、資源化を進めています ～

対象期間：平成13～22年度

#### 目 標

- ・ 一人1日当たりのごみの排出量：866g
- ・ 市資源化率：21%

#### 具体的な施策

- ・ 指定ごみ袋製の導入
- ・ リサイクル情報広場（不用品の交換）
- ・ ごみ処理施設見学会の実施
- ・ ノーレジ袋デーの制定
- ・ 有価物集団回収奨励金
- ・ 生ごみ処理容器等購入補助金 など

【 問合せ先：生活環境課 電話 0476-42-5111 内線 362～364 】

## 市の取組みの実践状況

## ごみの排出抑制

ノーレジ袋デーの制定や、ごみの分別、減量化に関する情報提供等の取組みにより、意識啓発ができたと考えます。今後も情報提供等、意識啓発を図るとともに、生ごみの減量につながる対策やごみの有料化に関する検討を行い、ごみの排出量を抑制していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、課題及び評価	平成18年度以降の予定
ごみの排出量、資源化状況、ごみの分け方・出し方などについての情報提供体制の拡充を図ります。 【生活環境課】	ごみの排出量、資源化状況、ごみの分け方・出し方などについて広報・ホームページによる情報提供を継続する。	広報・ホームページにより周知を図った。説明会を開催し、ごみ処理状況を周知した。 広報掲載回数 11回 説明会回数 1回 店頭説明会 15日 見学会 3回	引き続き、広報・ホームページにより周知を行うとともに、市民・団体等への説明会を実施します。
マイバッグの利用を普及・促進し、レジ袋の削減を図ります。 【生活環境課】	マイバッグ普及促進事業を推進する。 ノーレジ袋デーを制定する。	広報・ホームページ、店頭説明会により、ノーレジ袋デーの定着とマイバッグ利用の普及促進に努めた。 広報掲載回数 10回 ホームページ 常時掲載 店頭説明会 15日	引き続き、ノーレジ袋デーの定着を図り、マイバッグ利用の普及促進に努めます。
ごみ問題に関して興味関心を持てる機会をつくり、正しい理解を深めるとともに、市民などの自発的なごみ減量活動を支援します。 【生活環境課】	ごみの排出量、資源化状況、ごみの分け方・出し方などについて広報・ホームページによる情報提供を継続する。市民等の自発的なごみ減量活動を支援する。	大型スーパー等において、ごみの分け方・出し方などについての啓発事業を実施し、市民に分別等の情報を周知した。 広報掲載回数 11回 説明会回数 1回 店頭説明会 15日 見学会 3回	月1回(3日程度)大型スーパー等で啓発事業を行います。
指定ごみ袋により、分別排出・適正排出の徹底を促進するとともに、ごみの発生抑制・減量意識を高めます。 【生活環境課】			
「環境にやさしい行動」を市民にエコモニターとして認定・実践してもらい、広く紹介することにより、意識啓発を図ります。 【生活環境課】	環境推進会議の協力を得て、環境行動指針(環境家計簿付)を作成する。	環境推進会議の協力を得て、環境行動指針(環境家計簿付)を作成し、全戸配布することにより、環境にやさしい行動を啓発することができた。	引き続き、環境行動指針(環境家計簿付)を作成します。
「生ごみ減量化機器等購入補助金交付事業」のPR強化による生ごみ処理容器・生ごみ減量機器の普及促進など、生ごみ減量堆肥化を推進します。 【生活環境課】	広報、ホームページ等での「生ごみ処理容器等購入補助金交付事業」のPRを継続する。	生ごみ処理容器等の普及により生ごみ減量堆肥化を推進した。 広報等掲載回数 3回 補助基数 79基	引き続き、広報、ホームページ等での「生ごみ処理容器等購入補助金交付事業」の啓発を行い、生ゴミの減量化を図ります。
ごみ有料化について、事業系ごみのみならず家庭系ごみについても段階的な取組みを検討していきます。 【生活環境課】	有料化に向けた検討をする。	有料化に向けた調査・研究を行った。	今後の体制を視野に入れ、家庭ごみの有料化を引き続き検討することとし、平成18年度は粗大ゴミについて有料化の導入を検討します。

再使用化・資源化の推進

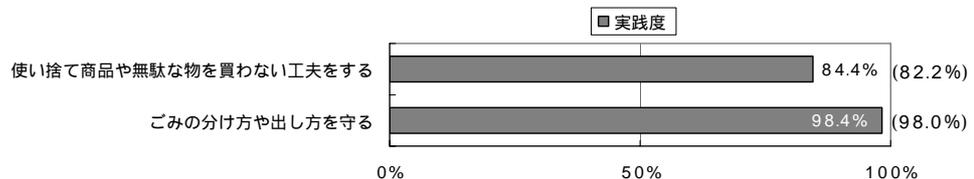
有価物集団回収事業のPRやグリーン購入に関する取組みを継続実施し、自発的なリサイクルシステムの促進が図れたものと考えます。今後も、広報やホームページ等でPRや情報提供を行い、再使用化・再資源化の推進を図る必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、課題及び評価	平成18年度以降の予定
常に資源物を排出できる施設の設置や資源収集日の増設など、資源物収集体制の整備を検討します。 【生活環境課】	廃食油の回収を市役所及び各公民館で実施します。	廃食油の回収を市役所及び各公民館で実施した。 廃食油の回収量 1.93 t	今後の体制を視野に入れ、ごみの減量化、減量化を推進するため資源物収集体制の整備を検討します。
自発的なリサイクルシステムの促進のため、有価物集団回収事業を広く周知し、資源回収の基盤となるよう一層の拡充に努めます。 【生活環境課】	広報、ホームページ等での「有価物集団回収事業」のPRを継続する。	有価物集団回収量、参加団体数の増加が見られ、自発的なリサイクルシステムを促進した。 広報掲載回数 1回 登録団体数 85団体	引き続き、広報、ホームページ等での「有価物集団回収事業」のPRを継続実施します。
市役所や市出先機関などにおいて、リサイクル品の積極的な購入使用などを率先して実行します。 【生活環境課】	印西市グリーン購入推進指針の周知を図る。	印西市グリーン購入推進指針の周知によりグリーン購入を進めた。	引き続き、印西市グリーン購入推進指針の周知を図ります。
積極的な再使用を進めるため、不用品情報交換コーナーの利用促進を図ります。 【生活環境課】	広報・ホームページ等での「不用品情報交換コーナー」のPRを継続実施する。	不用品情報交換コーナーが利用され、再利用を促進した。 広報掲載回数 10回 ホームページ 常時掲載	引き続き、広報・ホームページ等での「不用品情報交換コーナー」のPR及び情報の掲載を行います。
市内の小売店に対し、簡易包装やリサイクル商品の販売、資源物の店頭回収などについて協力を呼びかけるなど、販売店協力体制を確立します。 【生活環境課】	マイバッグ普及促進事業を推進する。 ノーレジ袋デーを制定する。	広報・ホームページ、店頭説明会により、ノーレジ袋デーの定着とマイバッグ利用の普及促進に努めた。 広報掲載回数 10回 ホームページ 常時掲載 店頭説明会 15日	引き続き、ノーレジ袋デーの定着を図り、マイバッグ利用の普及促進に努めるとともに小売店と連携し、市民が環境を身近に考えやすい体制づくりに努めます。
リサイクルセンターなどの施設整備についての検討を進めます。 【生活環境課】	当初より事業計画なし	現状において検討は進んでいない。	今後の体制を視野に入れ、ごみの減量や資源化のため、施設整備についての検討を図る計画とします。

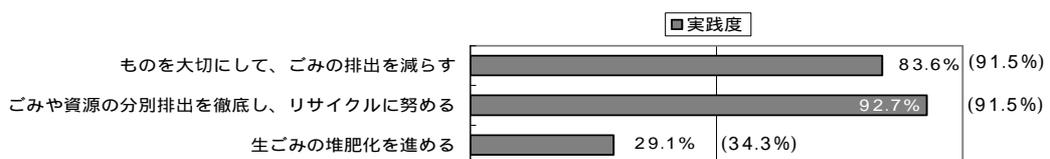
市民・事業者の行動の実践状況

平成16年度の調査結果と比較すると大きな変化は見られませんが、生ごみの堆肥化に関する取組みは実践度が50%を下回っています。市としては、今後も広報やホームページ等でPRや情報提供等を行い、市民・事業者へ再使用化・再資源化への普及啓発を図っていく必要があります。

【市民】



【事業者】



備考1) 市民、事業者の実践度：

「実施している」、「時々実施している」の回答数/総数(「市民、事業者への環境に関する意識調査」問4)

備考2) ( )内の数値は、平成16年度実践度を表します。

印のついている用語の詳細については、資料編P.58以降の用語解説を参照下さい。

## 2-12 不法投棄やポイ捨てをなくす（個別目標）

印西市では不法投棄パトロールや通報体制の整備等により、不法投棄の発生件数は平成16年と比較して減少しましたが、依然として多い状況にあります。今後もパトロールを継続して実施するとともに、通報体制の充実を図る必要があります。また、ポイ捨てについては、条例設置に向けた検討を行います。

### 環境の現状

千葉県は首都圏に位置し交通条件が良いこと、丘陵地や谷津が多く、農地・山林が遊休化していることなどの理由から、全国的にみて不法投棄の件数が多い県となっています。印西市でも河川敷や林道のわき、橋の下等での不法投棄が報告されており、家庭ごみや家電製品がその多くを占めています。不法投棄パトロールや通報体制の整備が整えられたことなどから、平成17年度中の市内不法投棄の件数は62件となり、前年度よりも件数は減少しました。しかし、依然として件数が多く、不法投棄が原因となる環境汚染や火災の発生などの懸念もあることから、更なる対策の強化が求められています。

### 不法投棄発生件数の推移

廃棄物の種類	不法投棄の発生件数（件）				
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
家具	5	6	4	0	0
家電製品	6	17	39	41	20
引越ごみ	2	11	3	8	2
家屋・建設廃材	13	4	8	5	9
家庭ごみ	3	13	41	30	22
自動車・自動車部品	7	10	10	11	3
残土・ガラ類	4	3	7	10	1
タタミ	1	1	5	3	0
草木類	4	1	0	1	1
塗料缶類	2	3	2	1	0
廃プラ類	3	2	0	1	0
その他	8	15	19	11	4
合計	58	86	138	122	62

資料：生活環境課



市の取組みの実践状況

不法投棄・ポイ捨ての防止

市の広報やホームページによる情報提供や不法投棄パトロールの実施により、市民への啓発と不法投棄防止を図ることができたと考えます。ポイ捨て防止については条例制定に向けた検討を行います。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
不法投棄監視パトロールを強化します。 【生活環境課】	不法投棄パトロールを継続実施する。 不法投棄監視員による監視体制を継続する。 広報・ホームページによる不法投棄防止の情報提供を行う。	委託及び職員によるパトロール、不法投棄監視員による監視活動を実施し、不法投棄防止に努めた。 不法投棄パトロール回数 委託 120回 職員 22回	引き続き、委託によるパトロールを実施するとともに、職員によるパトロール及び不法投棄監視員による監視活動を行い、不法投棄の防止に努めます。
不法投棄に対する通報制度の整備を進めます。 【生活環境課】		市民及び監視員からの通報に加え、警察・消防署等関係機関と連携を取ることによって通報体制を整備した。	従来の通報体制に加え、北総県民センターや近隣市町村との連携を図り、通報体制の強化を図ります。
不法投棄・ポイ捨てに関する意識啓発を図ります。 【生活環境課】		広報を利用し、不法投棄に関する情報提供及び土地所有者への不法投棄対策を呼びかけ、意識啓発に努めた。 広報掲載回数 2回	引き続き、広報での情報提供を呼びかけるとともに、ホームページを積極的に活用し、意識啓発を図ります。
「（仮称）ポイ捨て禁止条例」の制定を検討します。 【生活環境課】	他市町村等の条例設置状況や条例制定の検討を行う。	条例制定を前提とした調査・研究を行った。	引き続き、条例設置に向けた検討を行います。
土地の所有者への情報提供・意識啓発により、不法投棄の防止を図ります。 【生活環境課】	広報・ホームページによる不法投棄防止の情報提供を行う。	広報を利用し、不法投棄に関する情報提供及び土地所有者への不法投棄対策を呼びかけるとともに、不法投棄の可能性の高い土地所有者へは個別に連絡をとり、防止対策を講じてもらうよう呼びかけた。 広告掲載回数 2回	引き続き、広報、ホームページを活用し、意識啓発を図るとともに、不法投棄の可能性の高い土地の所有者に対し、積極的に防止策を講じるよう働きかけます。
不法投棄防止のための看板を作成し、市民・事業者へ貸与します。 【生活環境課】	市民へ不法投棄防止のための看板の貸与を実施する。	市民へ不法投棄防止看板を貸与し、不法投棄防止への意識啓発を図った。 貸与件数 8回	引き続き、不法投棄防止看板の貸与を行い、地域による不法投棄防止対策の意識の啓発に努めます。

### 環境美化活動の推進

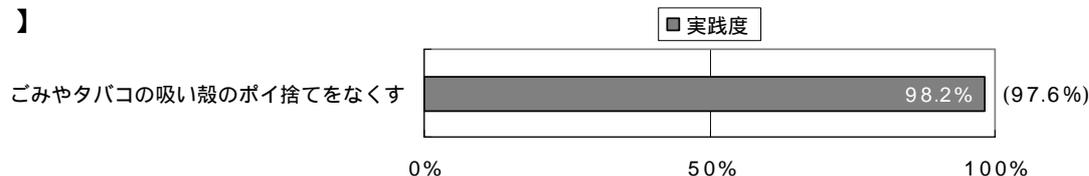
「ゴミゼロ運動」、「クリーン印西推進運動」を通して多くの市民の環境美化意識の向上を図ることができたと考えます。今後も継続実施し、市民・各種団体の自発的な環境美化活動を支援していきます。

個別目標の達成に向けた取組み【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、課題及び評価	平成18年度以降の予定
環境美化に対する意識啓発を図ります。 【生活環境課】	「ゴミゼロ運動」「クリーン印西推進運動」を継続実施し、市民・各種団体の自発的な環境美化活動を支援する。	「ゴミゼロ運動」、「クリーン印西推進運動」を通して、延べ45,084人の参加をいただき、市民の環境美化意識の向上を図った。 ゴミゼロ運動参加者 11,962人 クリーン印西推進運動参加者延べ 33,122人	引き続き、「ゴミゼロ運動」「クリーン印西推進運動」を推進し、環境美化に対する意識の向上を図ります。
「ゴミゼロ運動」、「クリーン印西推進運動」を継続実施します。 【生活環境課】			
市民や各種団体などの環境美化活動を支援します。 【生活環境課】			

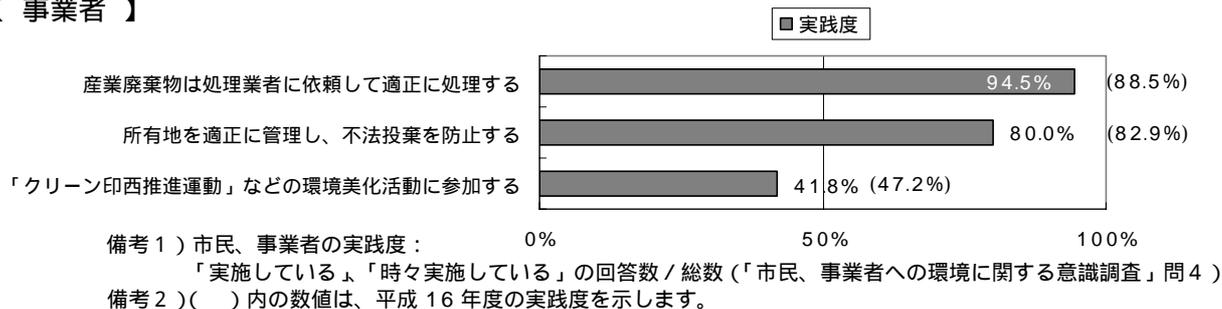
### 市民・事業者の行動の実践状況

平成16年度の調査結果と比較すると大きな変化は見られませんが、環境美化活動への参加に関する取組みは、実践度が50%を下回っています。市としては、今後もクリーン印西推進運動などの環境美化活動を開催し、参加を呼びかけていく必要があります。

#### 【市民】



#### 【事業者】



印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。



## 2-13 環境情報のネットワークをつくる（個別目標）

印西市では、広報やホームページを通じて環境情報を積極的に提供しています。小・中学校では、書籍の充実、環境コーナーの設置を進め、子どもたちへの情報提供を進めています。

一方、アンケートの結果を見ると、環境情報の提供に関する取組みは進んでいません。市では、市民・事業者が環境問題に関心を持てるような情報整理・情報提供に努めるとともに、市民・事業者・市が情報交流を深めるための支援を検討していく必要があります。

### 環境の現状

印西市では、“広報いんざい”や市のホームページ等を活用して「環境基本計画」、「環境行動指針」、「身近な生き物マップ」など、環境に関する情報を提供しているほか、湧水、巨樹・巨木林の情報を募集するなど、市民・事業者・市がそれぞれの情報を共有し合えるような情報ネットワークの整備が少しずつ進められています。

### 市の取組みの実践状況

#### 環境情報の収集・提供

広報、ホームページを通じた情報提供や市内公共施設での環境をテーマにした展示により、環境情報の共有ができたと考えます。今後も継続してモニタリング調査を実施するとともに、新たな環境情報の収集に努め、市民が興味を持てるような情報の提供を行う必要があります。また、湧水、巨樹・巨木林の情報を市民から募集するなど、市民の参加意識の向上を図る必要もあります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
「印西市環境マップ」を作成します。 【生活環境課】	市内全域の鳥類（夏季・冬季）の生息状況調査を実施。湧水、巨樹・巨木林の情報について情報を募集する。	市民参加型の調査により、市内全域の鳥類の生息状況を調査した。湧水、巨樹・巨木林の情報収集については、ほとんど進まなかった。また、自然環境調査を実施した。	市内全域のトンボ類（4種）及びチョウ類（2種）の生息状況調査（モニタリング調査）を実施予定。湧水、巨樹・巨木林の情報を募集します。
インターネットや広報などで環境情報を提供します。 【生活環境課】	必要に応じて的確な情報を発信し、市民への啓発を図る。	広報やホームページで情報を提供することにより、市民の意識啓発を図った。広報掲載回数 24回 ホームページ更新回数 12回	引き続き、広報やホームページで情報を提供とします。
図書館では期間限定で環境に関する資料の紹介を行います。 【図書館】	環境をテーマにした展示を行い、環境学習の支援を行う。	図書館内のテーマ展示により、郷土の身近な河川や沼なども含め、周囲のさまざまな水環境について考えるきっかけづくりを行った。	引き続き、一定期間のテーマ展示などにより、環境に関する資料の紹介を行っていきます。
学校図書館では環境に関する書籍を充実させ、環境コーナーの設置を検討します。 【学校教育課】	・児童、生徒用図書を購入する際に、環境に関する書籍も組入れる。 ・環境コーナー設置を検討するよう依頼する。	環境コーナーを設置する学校が3校増え、環境に関する書籍も少しずつ充実してきた。小・中学校12校に環境コーナーを設置した。	引き続き、環境コーナーの設置について依頼し、設置校数の増加を目指します。
地球環境問題や市の環境に関する情報を適切に発信していきます。 【生活環境課】	必要に応じて的確な情報を発信し、市民への啓発を図る。	広報やホームページで情報を提供することにより、市民の意識啓発を図った。広報掲載回数 24回 ホームページ更新回数 12回	引き続き、広報やホームページで情報を提供します。
学校教育のための環境に関する情報や教材を提供します。 【生活環境課】	必要に応じて講師を派遣・情報提供する。	環境教育のための資料を小・中学校及び図書館に配布し情報を提供した。しかし、講師派遣の依頼などはなかった。	引き続き、必要に応じて講師を派遣・情報提供します。

印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。

### 環境情報の交流促進

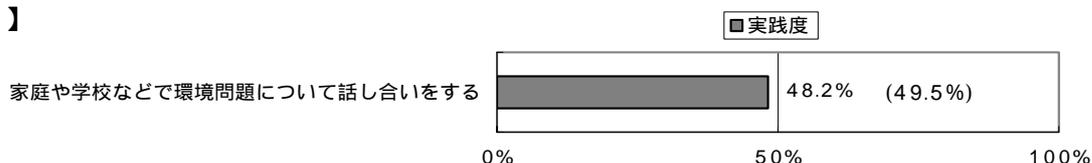
環境行動指針を作成し、全戸に配布することで環境保全の行動の啓発を図りました。今後も引き続き、環境推進会議を開催し、環境白書、環境行動指針・エコ診断（環境家計簿結果）を作成するなど、環境情報の提供を行う必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、課題及び評価	平成18年度以降の予定
環境モニター制度を創設し、市民・事業者との情報交流に努めます。 【生活環境課】	環境推進会議を開催し、環境行動指針（環境家計簿付）を作成、環境白書作成に際し、市民・事業者に対する意見・提案をお願いする。 出来上がった環境行動指針は全戸配布し、環境白書については、関係各所に設置及びホームページで公開します。	環境推進会議の協力を得て、環境行動指針（環境家計簿付）を作成し、全戸配布することにより環境保全に対する行動を啓発した。 環境白書は、図書館、小・中学校・コミュニティセンターに配布した。また、ホームページに掲載することにより環境情報を提供した。	引き続き、環境推進会議を開催し、環境行動指針（環境家計簿付）を作成し、環境白書の作成に際し、意見・提案をお願いします。 出来上がった環境行動指針は全戸配布し、環境白書については、関係各所に設置及びホームページで公開します。
市民や学校などの協力・連携のもと「印西市環境白書」を作成し、市民・事業者等へ公開します。 【生活環境課】			
インターネットを利用した環境情報システムを整備します。 【生活環境課】			

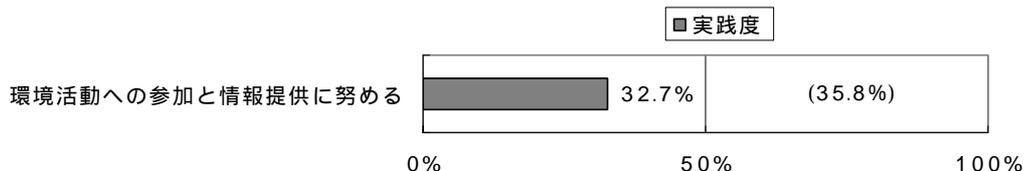
### 市民・事業者の行動の実践状況

平成16年度の調査結果と比較すると大きな変化は見られませんが、いずれも実践度が50%を下回っています。市としては、今後も広報やホームページ等により、市民・事業者への普及啓発を図っていく必要があります。

#### 【市民】



#### 【事業者】



備考1) 市民、事業者の実践度：

「実施している」、「時々実施している」の回答数 / 総数（「市民、事業者への環境に関する意識調査」問4）

備考2) ( )内の数値は、平成16年度の実践度を示します。

#### コラム ~ 印西市ホームページ ~

印西市では各種情報をより早く、詳細に提供するために、ホームページを開設しています。ホームページの中には、環境基本計画、環境行動指針、環境推進市民会議での検討結果など環境に関する情報も掲載し、情報提供に努めています。

【 <http://www.city.inzai.chiba.jp/> 】



## 2-14 環境について学び、理解する（個別目標）

印西市では、環境フェスタ や生涯学習を通じたイベントなどを開催し、市民が環境を学ぶことのできる機会を創出しています。小・中学校においてはボランティアの指導者を派遣し、学校教育の充実を図っています。

しかし、アンケートの結果を見ると、環境教育・環境学習 への参加・協力に関する取組みは、ほとんど進んでいません。今後も、環境イベントの開催等の活動を継続する必要があります。

### 環境の現状

印西市では、子どもから大人までが市内の自然環境を学べる機会として「印西自然探検隊」を平成13年度から継続的に開催しています。また、市内にはこどもエコクラブが2団体登録されており、活動の一部が環境省のホームページで紹介されました。

### 市の取組みの実践状況

#### 環境イベントなどの充実

「環境フェスタ」や「エコ調理実習」、「小林地区の散策」などの環境イベントを開催し、多くの市民に環境意識の啓発を図ることができたと考えます。引き続き、環境イベントなどを開催することにより、市民が環境について理解を深める場を提供していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
環境関連施設の見学会や市民参加の環境調査など、環境に関するイベント等を企画・開催し、普及啓発を図ります。 【生活環境課】	環境関連施設の見学会・自然探検隊及び市民参加型によるモニタリング調査を実施する。	施設見学会や自然探検隊を実施することにより環境保全の普及啓発を図ることができた。	引き続き、施設見学会や自然探検隊などを開催します。
環境に関する生涯学習を推進します。 【公民館】	市民アカデミー 1年生のプログラムの中で「次世代へつなく環境づくりを学ぶ」、「エコ調理実習」を実施する。	「次世代へつなく環境づくりを学ぶ」、「エコ調理実習」を各1回実施し、環境への意識啓発を図った。	今年度も市民アカデミー 1年生のプログラムの中で環境に関する生涯学習を推進します。
市民・事業者などが開催する環境に関するイベントを支援します。 【生活環境課】	必要に応じて各種イベント等を支援する。環境に関する意識啓発に協力する。	小林に現存する歴史的財産についての知識を高めるとともに、それをとりまく環境について情報を提供した。 参加者 27人	主催事業を通して今後も小林地区の歴史や文化にふれる機会を提供していきます。
		施設見学会や環境フェスタを支援することにより、環境保全に対する普及啓発を図った。	引き続き、施設見学会や環境フェスタを支援します。

印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。

### 学習教材の充実、指導者の育成

環境学習の教材の収集・提供と環境学習指導者の育成を進めることで、環境学習の推進を図っています。引き続き、環境学習の教材の収集・提供等を実施していく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
環境学習パンフレット、教材を収集・整理し、提供します。 【生活環境課】	平成17年度に調査するモニタリング調査報告書を関係各機関に提供する。	モニタリング調査を実施し、その報告書を関係各機関に提供した。	市内全域のトンボ・チョウ類の生息状況調査(モニタリング調査)を実施予定。
市職員の環境研修を実施し、環境に関する理解を深めます。 【生活環境課】	環境推進主任を各課に設置し、説明会を実施する。環境推進主任による環境保全の取組みを推進する。	庁内エコプランの継続推進により、職員の意識向上を図った。	引き続き、庁内エコプランの推進に努めます。
指導者の育成や交流を進めます。 【生涯学習スポーツ課】	指導研修会及び活動に関わる情報提供などを行う。	指導研修会及び活動に関わる情報提供を行った。	引き続き、指導研修会及び活動に関わる情報提供を行う。
学校などの要請に応じて、適した指導者を派遣できるように、指導者リストを整理します。 【学校教育課】	学校支援ボランティアリストを充実させ、活用促進を図る。	エネルギーに関する学習、ごみのリサイクル、地域の水源について、里山学習等、環境に関わる学習においても学校支援ボランティアが活用された。出前講座で、生活環境課の職員が小学校で講座を行った。学校支援ボランティアリストに382名の登録があり、305名が活用された。(活用率 79.8%)	引き続き、学校支援ボランティアリストの充実と活用を図っていくと同時に、各学校向けに「出前講座」も充実を図っていきます。

### 学校における環境教育・環境学習の推進

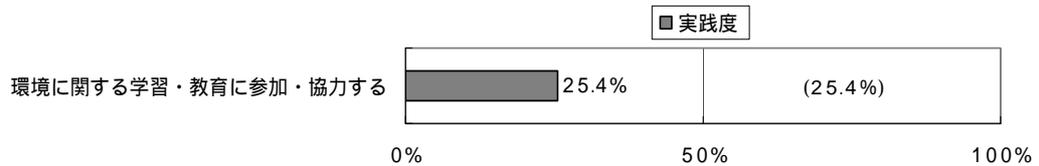
自然観察会等の体験学習の開催や、小・中学校で積極的に環境学習が取り入れられたことから、環境意識の向上が図れたと考えます。引き続き、体験学習や環境学習の充実を図る必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
体験学習を取り入れた環境教育・環境学習を推進します。 【生活環境課】	市内の河川や谷津田などの観察会を4回/年開催する。	河川を中心に自然観察会を開催した。参加者には、生息する生物の実態及び河川の状況を確認してもらうことができた。「自然探検隊」を4回。参加実績 124名	引き続き、自然観察会を継続して開催し、参加者へ生息環境の現状及び自然環境保全について普及啓発を行います。開催予定 5回/年
小・中学校での環境に関する学習内容の充実を図ります。 【学校教育課】	・市主催研修や指導主事による学校訪問等を通じ、環境学習の充実を図る。 ・社会人活用等、授業内容の充実を図る。	生活科、総合的な学習、理科、社会科、技術・家庭科、選択教科等で積極的に環境学習が取り入れられた。	引き続き、環境学習充実のため、事業を継続していきます。
情報提供を行うなど、こどもエコクラブの設立を支援します。 【生活環境課】	情報提供を行い、こどもエコクラブの設立を支援する。	年間を通しての活動で、参加者及び関係者が自然環境とのふれあいを持った。こどもエコクラブ参加団体数 2団体	引き続き、情報提供を行い、こどもエコクラブの設立を支援します。

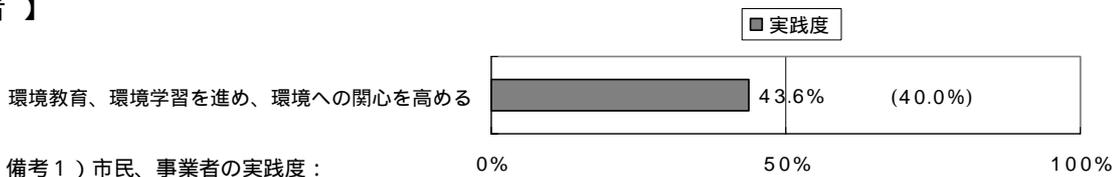
**市民・事業者の行動の実践状況**

平成16年度の調査結果と比較すると大きな変化は見られませんが、いずれも実践度が50%を下回っています。市としては、今後も各種イベントの開催支援や指導者の育成等を実施し、市民・事業者への普及啓発を図っていく必要があります。

**【市民】**



**【事業者】**



備考1) 市民、事業者の実践度：  
「実施している」、「時々実施している」の回答数 / 総数（「市民、事業者への環境に関する意識調査」問4）  
備考2) ( ) 内の数値は、平成16年度の実践度を示します。

コラム ~ 印西市はチーム・マイナス6%に参加しています。 ~

チーム・マイナス6%は、深刻な問題となっている地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を1990年度と比較して「6%削減」することを実現するための国民運動です。

この規模の大きな環境問題に対して、身近で誰もが実践しやすい行動をすることで、一人ひとりの力を結集し、着実に進めていくことが大切です。

《チーム・マイナス6% CO<sub>2</sub>削減の6つの行動》

- ACT1 温度調節で減らそう
- ACT2 水道の使い方で減らそう
- ACT3 自動車の使い方で減らそう
- ACT4 商品の選び方で減らそう
- ACT5 買い物とごみで減らそう
- ACT6 電気の使い方で減らそう

《参加チーム数》平成18年9月14日現在)

個人：772,714人

法人・団体：8,552団体

詳しい情報は、チーム・マイナス6% 運営事務局 のホームページ  
(<http://www.team-6.jp/>) をご覧ください。

## 2-15 環境活動を進める（個別目標）

印西市では、環境基本計画を策定後、環境行動指針の作成、印西自然探検隊の開催など、さまざまな環境保全に向けた取組みを進めてきましたが、市民・事業者の参加は、まだ充分とは言えません。引き続き、市民参加による活動の促進を呼びかけていく必要があります。

### 環境の現状

印西市では、毎年、「ゴミゼロ運動」や「クリーン印西推進運動」を実施し、市内の環境美化に努めています。また、環境推進市民会議での検討を通じて「印西市環境行動指針（市民編）」を作成するなど、市民・事業者の環境行動について普及啓発を図りましたが、市民・事業者の実践状況の向上は見られませんでした。

### 市の取組みの実践状況

#### 地域における環境活動の推進

環境活動の支援、環境美化活動を実施するなど、環境意識の向上や各地域の住民同士の交流が図れたと考えます。引き続き、環境活動に対する意識を高めていく必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
「ゴミゼロ運動」や「クリーン印西推進運動」など、地域での環境保全活動を継続的に実施します。 【生活環境課】	「ゴミゼロ運動」「クリーン印西推進運動」を継続実施し、市民・各種団体の自発的な環境美化活動を支援する。	「ゴミゼロ運動」、「クリーン印西推進運動」を通して、延べ45,084人の参加をいただき、市民の環境美化意識の向上を図った。 ゴミゼロ運動参加者 11,962人 クリーン印西推進運動参加者延べ 33,122人	引き続き、「ゴミゼロ運動」「クリーン印西推進運動」を推進し、環境美化に対する意識の向上を図ります。
地域で活動する団体など、市民や事業者の自主的な環境活動を支援します。 【ふれあい推進課】	町内会等が各地区で行う環境活動を支援する。	各地区町内会の環境活動の支援を行い、環境に対する住民意識を高め、さらに、住民同士の交流も深まった。	引き続き、各町内会等で行う環境活動を支援していきます。
「（仮称）環境リーダー研修」を行うなど、地域の環境活動を推進する指導者の育成を支援します。 【生活環境課】	環境講座の紹介を行う。	県主催の環境講座の紹介をし、市民参加を促した。しかし、市主催の講座の開催には至っていない。	引き続き、環境講座の紹介を行います。
「印西市環境行動指針」を策定します。 【生活環境課】	環境推進会議の協力を得て、環境行動指針（環境家計簿付）を作成し、全戸配布することにより環境保全に対する行動を啓発する。	環境推進会議の協力を得て、環境行動指針（環境家計簿付）を作成し、全戸配布することにより環境保全に対する行動を啓発した。	引き続き、環境行動指針（環境家計簿付）を作成します。
「庁内エコプラン」に基づいて、市の事務・事業における環境配慮を進めます。 【生活環境課】	庁内エコプランの取組みについて、全職員に周知し、取組みを推進する。	庁内エコプランの継続推進により、職員の意識向上を図った。	引き続き、庁内エコプランの推進に努めます。

印のついている用語の詳細については、資料編 P.58 以降の用語解説を参照下さい。

## パートナーシップの構築

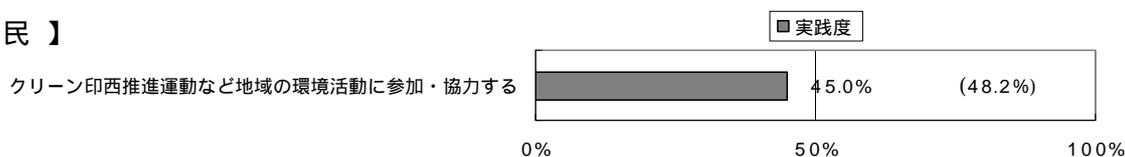
環境推進会議を開催し、市民や事業者等と環境に関する意見抽出・意見交換の場を設けることで、環境活動に関する情報提供・情報交流を図っています。今後も環境推進会議を継続開催するとともに、環境行動指針を作成し、市民・事業者が環境活動を進める上での取組みを示す必要があります。

個別目標の達成に向けた取組み 【担当課】	平成17年度の事業目標	平成17年度の実施状況、 課題及び評価	平成18年度以降の予定
環境活動の組織づくり、人づくりを進めます。 【生活環境課】	環境推進市民会議、環境推進事業者会議を継続し、市民・事業者の環境保全の取組みを示した環境行動指針(環境家計簿付)を作成する。	環境推進市民会議の協力を得て、環境行動指針(環境家計簿付)を作成することができた。環境行動指針を全戸配布することにより、環境保全に対する行動を啓発することができた。	引き続き、環境推進市民会議、環境推進事業者会議を継続し、環境保全の取組みを示した環境行動指針(環境家計簿付)を作成し普及啓発に努めます。
環境活動に関する情報提供・情報交流に努めます。 【生活環境課】			
「印西市環境推進会議」を定期的に開催します。 【生活環境課】	市民の代表者が自らの意見やアイデアを出しながら、環境行動指針を策定するための会議を開催する。	市民会議は定期的により、委員の意識向上は図られた。しかし、事業者会議については開催回数が1度しかなかった。印西市環境推進市民会議を開催 年11回 印西市環境推進事業者会議を開催 年1回	
地域において市民や事業者などと、環境に関する意見抽出・意見交換の場を設けます。 【生活環境課】	環境推進市民会議、環境推進事業者会議を継続し、市民・事業者の環境保全の取組みを示した環境行動指針を作成する。	環境推進市民会議の協力を得て、環境行動指針(環境家計簿付)を作成し、全戸配布することにより、環境保全に対する行動を啓発することができた。	

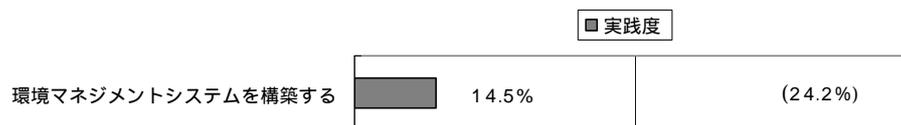
## 市民・事業者の行動の実践状況

平成16年度の調査結果と比較すると、市民の実践度に大きな変化は見られませんが、事業者の実践度に低下が見られました。また、いずれも実践度が50%を下回っているため、市としては、今後も環境推進会議を開催し、環境行動指針を作成のうえ、市民・事業者へ啓発を図っていく必要があります。

### 【市民】



### 【事業者】



備考1) 市民、事業者の実践度：  
「実施している」、「時々実施している」の回答数/総数(「市民、事業者への環境に関する意識調査」問4)  
備考2) ( )内の数値は、平成16年度の実践度を示します。